

博士論文

教育勅語の成立

——草案の推敲過程を中心に——

平成 26 年 3 月

中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程後期課程

麻尾 陽子

教育勅語の成立——草案の推敲過程を中心に——

目次

序章	論文の目的と先行研究と史料整理	・	・	・	・	・	一
第一章	教育勅語の起草						
第一節	明治二三年の建議						
——教育勅語の起草の契機——		・	・	・	・	・	三七
第二節	中村正直草案の推敲過程	・	・	・	・	・	六四
第三節	元田永孚草案の推敲過程	・	・	・	・	・	一一四
第二章	井上毅草案の推敲過程						
第一節	井上毅の思想形成	・	・	・	・	・	一五三
第二節	井上毅草案一〜五	・	・	・	・	・	一七六
第三節	井上毅草案六〜一五	・	・	・	・	・	二〇九
第四節	教育勅語の完成と下賜	・	・	・	・	・	二六四

序章 論文の目的と先行研究と史料整理

本論文の目的は、「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」と称する）の成立過程、とりわけ、その草案の推敲過程に焦点を当て、これを明らかにすることによって、起草者らの考えに関する考察を従来の研究よりさらに深めることである。次に述べるように、教育勅語草案の推敲過程については、確かに梅溪昇、海後宗臣、稲田正次らが大きな業績を残しているが、それらは主に一九六〇～一九七〇年代に行われたものである。各草案の推敲過程や起草者らの意図の解明は、本当にそれで十分なのであろうか。

教育勅語とは、「忠君愛国」が教育の基本である、ということを示した勅語である。これは元田永孚（侍講兼枢密顧問官）・井上毅（法制局長官）らの起草によって、明治二三（一八九〇）年一〇月三〇日に下賜され、昭和二三（一九四八）年六月一九日に失効した^{*1}。海後や稲田らの研究によれば^{*2}、教育勅語の成立の経緯は次の通りである。

明治五年の「学制」制定以降^{*3}、日本の徳育の方針は混乱していた。初め、修身の授業は主に教師の口授によって行われていたが^{*4}、明治一二年の「教学聖旨」、明治一三年の「教育令」改正後、文部省は、修身の授業では儒教的な内容の教科書を使い、嘉言・名句を子供に暗唱させるという方針を採るようになった^{*5}。ところが、その後、文部大臣に就任した森有礼は、明治一九年にこの方針を批判し、教師が善良な言行について説いたり、その模範を示したりするという方針に転換した。このような文部省の方針に対して、福沢諭吉『徳育如何』（明治一五年）、加藤弘之『徳育方法案』（明治二〇年）など、様々な徳育論が出されていた^{*6}。

そして、明治二三年二月、府県知事一同は、国は「徳育ノ主義」を定めるべきである^{*7}、と榎本武揚（文部大臣）と山県有朋（総理大臣兼内務大臣）へ訴えた。この頃、閣議でも、民心を統一するために「道德上の大本」を立てる必要性が問題になり、ついに天皇から「教育上の箴言を編むべしとの大命」が榎本へ下った^{*8}。

結局、その大命は次の文部大臣、芳川顕正（同年五月一七日就任）へそのまま持ち越された。五月下旬～六月上旬に、キ

リスト教徒の中村正直（元老院議員）ら文部省関係者がその起草を行い、「敬天敬神」を最も重視し、君父より天を上位に置く草案（本論文での「中村草案五―一」）が上奏された*⁹。

ところが、六月中旬に元田も起草した。元田が草案を書き始めた経緯は史料によって明らかにされていないが、先行研究では、元田が自ら起草した*¹⁰、あるいは、井上や山県から「内密に勅語案の構想について意見を問われて、急に書き出した」などと見られている*¹¹。だが、本論文では、天皇から元田へ内密の起草命令があったと考えている*¹²。

その一方で、六月下旬に井上が山県に命じられて起草すると、その推敲作業に元田や芳川らも加わるようになった。そして、教育勅語草案は明治二三年一〇月二四日に裁可され、同月二五日に浄書・上奏され*¹³、同月三〇日に下賜された。下賜された教育勅語の全文は次の通りである。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽*¹⁴

ところで、教育勅語の成立過程についての研究は、戦前にも行われていた*¹⁵。ただし、当時は、そのようなことは勅語の

神聖さを害すると考えられていたため、宮内省などに特殊な便宜のあるわずかな人々だけが、明治天皇の聖徳を顕彰するという立場で、限られた史料を使い行っていた^{*16}。

昭和五（一九三〇）年一〇月、渡辺幾治郎（臨時帝室編修官）は、教育勅語渙発四〇年に際して「聖勅を歴史的に拝察」しようとし、報知新聞に「教育勅語渙発の由来」を一六回連載した^{*17}。これは「明治天皇の教育に関する叡旨を拝すること、かくのごとく詳実なるものなしと、頗る世の好評」を博したが、渡辺は「職を帝室に」奉じていたため、「却て上司の注意を受け、将来を誠しめ」られた^{*18}。彼は昭和九年六月に官職を辞め^{*19}、この連載論文を増補し、昭和一〇年一〇月に同じ題で書籍として学而書院から出版した。これは「教育勅語の成立を歴史的に考察した最初の文献」であると見られている^{*20}。この渡辺の研究では、明治二三年六月二九日付の元田の教育勅語草案と、井上の教育勅語草案との関連が明らかでなく^{*21}、史料の解釈に多くの疑問が残されている。だが、これは限られた史料しか使えなかったという先の事情から、やむを得ないことであつたと思われる。

戦前、教育勅語の成立過程については、徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中巻（山県有朋公記念事業会、一九三三年）や、渡辺幾治郎『教育勅語の本義と渙発の由来』（福村書店、一九四〇年）などでも考察されているが^{*22}、どれも草案を一つ一つ検討したようなものではない。

また、昭和一三〜一四年には、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』（全三巻、国民精神文化研究所）、昭和一六年には、教学局編『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』（内閣印刷局）が出版されたが、これらや他の史料が使われ、教育勅語の成立過程についての研究が本格的に行われたのは、戦後になってからである。

一九六三年に梅溪昇は、「諸外国に比べて短期間に近代国家化をなしとげ、永遠性を標榜する明治憲法を中核とした当該体制がなにゆえわずか二世代のうちに早くも崩壊したか」を明らかにする一方で、明治前半期の「民主主義的な動向とその本質とを正確に把握し、過大評価の弊におちいらぬ」ためには、「明治国家の構造、すなわち国家構成の三要素ともいべき法・権力・道德の相互関係を追求することが重要な課題の一つである」という思いから^{*23}、『明治前期政治史の研究――

明治軍隊の成立と明治国家の完成——（未来社）を著し、海後や稲田が言うように、その中で教育勅語草案の推敲過程について、詳細な検討が初めて行われた^{*24}。ただし、稲田が、この研究で使われた史料は、渡辺幾治郎が収集した「元田文書」と一部の芳川文書の写本であり、芳川文書の全部を使っていないところに制約^{*25}があったと指摘し、後に梅溪自身も、「勅語成立の主導力としての山県・井上のラインを重視し、芳川の役割を軽視していたのである。従って、明治天皇御紀の編纂事業に従事されていた渡辺幾治郎先生の収集資料に万福の信頼をおき、そこに井上・元田の勅語案共同修正の跡がうかがえるのに安んじて、芳川文書探査を怠る結果になったのである」と認めているように^{*26}、この研究では「芳川文書」に関する部分の解明が残された。

一九六五年に海後宗臣は『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会）で、その「芳川文書」も使って教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。海後は、まず、明治初年から教育勅語の起草に至った事情について考察し、もし森有礼が明治一二年頃からの「儒教主義による修身教育の方針」を継続していたら^{*27}、「教育勅語の発布ということもなかったとみられる」と述べている^{*28}。

そして、海後は教育勅語草案を、中村草案、元田草案、井上草案の三系統に分類し、これらの推敲過程を明らかにし、「中村草案は、忠孝をもととするとしながら、西欧思想によって道德の根源を明らかに」したものであり、「元田草案は儒教思想によるもので、五倫三徳一誠で道德の内容をまとめ」ており、井上草案は「東洋道德を基としながら、市民生活の倫理もそれに組み合わせ国家興隆の目標にも適合するようにして道德の内容を組み立て」たものであると指摘している^{*29}。

それから、海後は起草者らの役割について述べ、「中村草案の存在が井上法制局長官の執筆を決意させる背景となったことは、中村の一つの役割であった。しかし中村の役割はこのような消極的な形のものにとどまるのではなく、「中村はこの草案によって近代西欧思想の立場から、伝統思想と対決したのであって、このことにおいて積極的な役割も果たしていると解しなければならぬ」と指摘している^{*30}。

元田については、当時七三歳で、酒匂の松濤園や熱海離宮などで保養を重ねており、そのためもあってか、彼は自分の草

案を公にせず、「井上草案の修文者であり同時に勅語案成文化への実質的な顧問役を担当し、天皇の意向を内閣における勅語案関係者に連絡して修文を推進する任務」についてと見ている^{*31}。

井上については、「法制局長官であり、勅語、詔書、勅令、法律その他の公文書を修文して公布できる形に成文することをその任務として」おり、中村草案を批判した後で自ら起草し、その下賜まで最も重要な役割を積極的に担ったと述べている^{*32}。

芳川については、「井上の草案修正を進め山県の意向を質ね、草案が一段落するごとに天皇に上申して内意をうけ、内閣の審議をまとめる」など、教育勅語の成立の全体的な運営を担ったと見ている^{*33}。

そして、梅溪が前掲書で、教育勅語成立における山県の役割を重視していたことに対して、海後は、「山県は教育勅語の成立を総理としてまとめたのであって」、彼が「兵備の必要と共に教育による愛国心養成についても考えていた」ことが、「教育についての勅諭を起草することに大きな力となったことは当然であるが」、教育勅語は「山県の指示」の前に、天皇からの「内意があつて」起草されたのであろうから、「勅語起草を山県総理の提唱で始められたと山県に強く帰着させることはできない」と指摘している^{*34}。

それから、海後は、明治天皇が教育勅語の成立に関わったことを示す文書や書簡を挙げていますが、結局、このことの多くは、「宮中のことであるので究めつくすことはできない。また信任の篤かった元田との間に進められたと推測される草案審議の内容などについては明らかにすることは不可能である」と述べている^{*35}。さらに、海後は、「教育勅語の成立をもつて、天皇制を絶対化する教育の仕組がつくられて、半世紀にわたる日本の教育を決定したと簡単に論述しておくことはできない」と指摘している^{*36}。

海後のこの研究は確かに大著であるが、各草案の細かい修正点や、教育勅語の下賜後に出された勅語に関する評論や衍義書について、なお解明の余地が残されている。また、大久保利謙が言うように、海後は「史料的に確認しえないところには、みだりに推論を加え」ずに「事実の叙述に筆をとどめて」おり、また、教育勅語の「政治的な背景は捨象し、もっぱら教

育史、とくに修身教育の範囲に限定して「問題を整理しているため、「天皇の教育意見と政治との関連はどうであったという大きな問題が未解決のまま後に残され」ている^{*37}。

教育勅語の成立過程は、海後らの研究によって徐々に明らかにされてきたが、稲田正次は、それらの研究は「勅語の成立史において十分に究明されていない部分を少なからず残している」と考え^{*38}、一九七一年に『教育勅語成立過程の研究』（講談社）を著した。

稲田は、まず、海後らの研究で残された問題を明らかにした。例えば、海後が井上の初稿と捉えている草案を、稲田は井上の次稿と考えて、別の草案を井上の初稿として示している^{*39}。また、明治二三年九月二六日に、芳川が「徳教ニ関スル勅諭ノ議」と共に山県へ提出した草案を、海後は本論文での「井上草案一九」と捉えているが、稲田は本論文での「井上草案一五」と考えている^{*40}。あるいは、稲田は、井上草案の推敲過程で、国憲国法に関する言葉が一旦消された後に再び入れられた背景には、明治二三年九月に進歩主義者らが、大日本帝国憲法の第六七条の廃止を訴えたことがあると指摘している^{*41}。ただし、稲田は海後の前掲書ほど、草案を一つ一つ丁寧に取り上げていない。

そして、稲田は起草者らの役割について、海後の研究に新たな見方を加え、「中村案には、日本の国体思想の外、儒教的キリスト教的思想、イギリスの個人主義的道德思想などが混合されているのを見ることがができる」^{*42}、中村案は井上に強く批判されて廃案になったが、「井上の案へも多少の影響は残していた」と見ている^{*43}。

元田については、明治二三年二月の地方官会議の後、「天皇に進言し、また山県にも助言して、榎本ついで芳川に対して勅語起草の勅命が下るように工作した」^{*44}り、草案に重要な修正を行ったり、教育勅語の宮中での下賜を天皇に助言したりしたと述べている^{*44}。

井上については、教育勅語草案において「水戸学的思想を採り、徳教の大本を祖宗の遺訓に求めた点は元田の立場と共通であった」が、「元田の儒教主義へのかたよりを抑制したのであった。……勅語の文案に関する限りにおいては、彼の役割は最も重きをなした」と見ている^{*45}。

芳川については、井上だけでなく、中村や島田重礼らの意見も聞き、主任大臣として起草をまとめ、草案の修正にも直接関わったと述べている。^{*46}

山県については、地方官会議の後、閣議で徳育問題を取り上げたり、文部大臣を「徳教ノコトニハ熱心」でない榎本から芳川に代えたり^{*47}、井上に教育勅語の起草を命じたりして、総理大臣としてその完成に努めたと見ている^{*48}。

「教育勅語の問題」に対する明治天皇については、「天皇は普通の政治上の問題と同じように大臣の助言を重んじたのであった。……いろいろ個人的意見はもっていても、独裁的行動をとらず結局専断をしなかったといういわば立憲的な動作が、君主としての明治天皇のすぐれていた点であった」と述べている^{*49}。

そして、稲田は、芳川が明治二三年一〇月二四日付の井上宛書簡で、同日に山県と「共ニ御^(明治天皇) 前ニ出、師範校へ云々及奏上候処、他ニ少々御掛念之次第モ有之」(ルビ原文)^{*50}、と述べていることに触れている。稲田は天皇の「少々御掛念」に

ついて、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わったというようにもとられて勅語としての権威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう、と推測している^{*51}。

それから、稲田は教育勅語の下賜後間もない、明治二三年一月中旬に新聞・雑誌に掲載された評論を次の三つに分類している。

- 一 教育勅語を積極的に支持し、礼讃した評論を掲載したもの——『東京朝日新聞』、『日本』、『東京日日新聞』、『教育報知』(東京教育社)など^{*52}。
- 二 教育勅語を支持したが、やや冷ややかな態度をとった評論を掲載したもの——『時事新報』、『国民之友』(民友社)、『郵便報知新聞』など^{*53}。
- 三 教育勅語についての評論を掲載しなかったもの——『朝野新聞』、『国民新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』など^{*54}。

しかし、右の考察で扱われた評論は、明治二三年一月中旬といふかなり限られた期間に書かれたものであり、より多くの評論を対象とすれば、教育勅語が当時の人々にどのような受け入れられていたのかについて、より明らかにできると思われる。

ところで、先に梅溪の『明治前期政治史の研究』を挙げたが、梅溪は一九七八年に同じ題の増補版（未来社）を著し^{*55}、さらに二〇〇〇年に、その中の教育勅語に関する章を補訂してまとめ、教育勅語草案の写真版を図版として加え、『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版）を著した。

梅溪は、まず、井上の「儒教ヲ存ス」（明治一四〜一五年頃）に見える彼の思想を^{*56}、元田の思想と比較しながら考察し、井上の思想の特色を三つ示している。一つ目は、儒教主義である。梅溪によれば、元田は、「天皇による王道論的な道德政治が行なわれる限り、一般人民の絶対的な服従がおのずから生ずる」と考えて、徳治主義的な政治を目指し、彼にとつての儒教的な道德は、「政治の精神であり目的」であつた^{*57}。それに対して、井上は「西洋近代国家における政治の実状」を踏まえて、「国家権力を背後にもつ法の支配」、法治主義的な政治を目指し、彼にとつての儒教的な道德は、あくまで「政治の付加物であり手段」であつた^{*58}。梅溪は、「元田の思想を『封建的儒教主義』とよぶならば、井上の思想は『近代的儒教主義』とよばれるべきである」と指摘している^{*59}。

二つ目は、「極めて強いキリスト教に対する排斥の態度」である^{*60}。元田は様々な意見書でキリスト教を強く批判したり^{*61}、明治二三年五月二〇日付の山田顕義宛書簡で、「宗教一条は後来の大害」であると述べたりしている^{*62}。そして、井上は「儒教ヲ存ス」で、キリスト教を「浅近」で「神怪」なもの、「君長ヲ仮尊トシテ、天神ヲ真父トシ、現世ノ政令ヲ外視シテ、……動モスレハ政府ニ抵抗ス」るものと捉えている^{*63}。これらのことから、梅溪は、井上と元田のキリスト教への態度は「相通するもの」であると指摘し^{*64}、「現世的道德を主とする儒教的立場」にいた井上には、「現実世界における人と人との間の倫理が最大関心事」であり、井上が、「神と人との間の紐帯ないし彼岸の世界における個人の魂の救済を説くキリスト

教が理解できなかったことは当然としなければならぬ」と述べている。^{*65}

三つ目は、井上が国体を思想の「核心」としていることである。^{*66} 梅溪は、元田が、唯一絶対的なものは儒教であり、「それを最もよく維持・体現しているもの」が国体であると考えていたのに対して、井上は、唯一絶対的なものは国体であり、「その維持のため」のものが儒教であると考えていた。^{*67} と二人の国体観・儒教観の違いに注目している。

梅溪は以上のように、井上と元田の思想を比較してから、「井上はその思想的性格において一応『近代的立憲主義』と規定されるものではあるが、それは本質において元田の思想と大きな距りをもつもの」ではなく、井上の『『近代性』を余り過大視することは慎むべきである。総体的に見て元田は道徳的思想家であったに対して、井上はどこまでも政略的色彩の強い政治的思想家であったと云うべきであろう」と指摘している。^{*68}

その一方で、梅溪は、井上は「近代的性格を有し、また立憲主義への顧慮を有していたために」、教育勅語が「一見普遍性を豊かに帯び」ているように^{*69}、それを「粉飾することに成功した」と述べ、「近代的性格」を持つ井上の役割を次のように評価している。

井上は元田ないし山県に比してみずからの思想構造の周辺を西洋文明によって粉飾するだけの近代的性格を有し、また立憲主義への顧慮を有していたために、かれは起草・修正に当って山県の「軍国主義的国家主義」的な意図や元田の「封建的儒教主義」の主張を併せ含みながらも、それらを極度に露呈させることなくよく「教育勅語」の性格を「頗る普遍性豊か」なものとして評せられるまでに粉飾することに成功したのである。ここにかれの勅語成立史上における歴史的役割の重要な意義が存する。^{*70}

すなわち、井上の「近代性」については様々な見方ができ、なお解明の余地が残されていると言える。

そして、梅溪は、渡辺幾治郎の収集「資料にもとづいて、諸草案の推進を明らかにし、もって草案起草・推敲の中心人物

である井上毅・元田永孚が勅語の思想的内容を形成していった経過を明らかにすること」を試み^{*71}、教育勅語における山県、伊藤博文と井上、元田の思想に言及している。梅溪は、教育勅語では「統帥権的・立憲的・王道的君主としての三大天皇観が一所に凝集せしめられるに至って」おり、この勅語は山県の軍国主義的国家主義、伊藤と井上の立憲君主主義、元田の封建的儒教主義を「統合してできた思想的産物である」と述べている^{*72}。

梅溪は海後と反対に、教育勅語発布計画における山県の動きに注目している。梅溪は、「勅語発布計画は、明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識を歴史的根底に、また同時に国民思想の悪化に伴う教育方針の根本的確立の必要という世論および地方長官有志の教育刷新運動を契機として」いるが^{*73}、「山県が推進者として積極的に尽力したことが、実は勅語の成立・発布を実現せしめるに至った最も重要な要因である」と述べている^{*74}。そして、梅溪は、山県が「勅語発布の計画を具体化するに積極的であった最も大きい理由」は、彼が「国家独立という国家目的へ奉仕すべきものとして国民教育を考え、具体的には戦争への精神的準備として国民愛国の精神を高揚することに教育の最も重要な意義を認め」ていたからであると指摘している^{*75}。

それから、梅溪は、教育勅語と明治憲法との「思想的な関連性」について考察している^{*76}。梅溪は、「明治憲法制定の直前に起稿したと思われる井上の意見草稿」から^{*77}、「井上が『明治憲法』の制定においてその核心をなす『国体』、具体的には万世一系の皇室の主権性を保護拡張するために、いかに孝を中核とする儒教道德の維持を緊要事と考えていたか」がわかると述べている^{*78}。梅溪は、井上の思想構造は「『国体』（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によって抱擁して『倫理名教』の領域を形成し、さらにその周辺を西洋の文明によって粉飾するという性質を有していた」と見て^{*79}、井上が教育勅語の「原案において、冒頭『国体』を闡明し、つぎに『父母ニ孝ニ』以下の儒教道德を掲げ、『国憲ヲ重ジ国法ニ遵ヒ』におよんでいること」は^{*80}、井上の「思想構造の反映であると同時に、かれが『明治憲法』との関連を考慮して起草に当たった当然の結果である」と指摘している^{*81}。

つまり、梅溪は、教育勅語は井上の働きによって「『国体』の具体化としての意義をもち、『明治憲法』を支えるイデオロ

ギーとしての役割をもって成立した」ため、^{*82}教育勅語と明治憲法が「恰も思想的性格を異にし、相互に思想的な関連性がないかのように考えることは誤っている」と見ているのである。^{*83}

ただし、梅溪のこの研究では、教育勅語草案の推敲過程については、前掲の一九六三年の研究と同様に「芳川文書」が使われていないままである。この研究は、海後らの研究を踏まえて全面的に改められたものではない。

梅溪が、現存する教育勅語草案の数については「海後・稲田両前掲書の間にも相異があり、筆者の本論文（梅溪の二〇〇〇年の研究のこと―引用者注）での位置付けをもあわせて、より進んだ考察が必要である。……勅語諸草案の関係・推移について今後さらに既往の位置づけをよく検討した進んだ考察を期待する」と述べているように^{*84}、草案の推敲過程にはまだ解明の余地が残されている。あるいは、従来の研究が行われた時から、草案の所蔵場所や公開状況が変わっているものもある^{*85}。つまり、草案の推敲作業の背景にある起草者らの意図の解明が、教育勅語研究の核心的部分の一つでありながら、いまだ十分であるとは言えないのである。

それゆえ、本論文では、井上らが言葉の微妙な違いや濁点・送りがなにもこだわりながら、三一五文字の教育勅語を完成させた過程について、海後らの研究より細かく考察し、それによって、勅語草案の背景にある井上らの考えをより綿密に解明したい。そして、梅溪が、教育勅語と明治憲法が「恰も思想的性格を異にし、相互に思想的な関連性がないかのように考えることは誤っている」と述べているように^{*86}、教育勅語に関する研究は一つの研究領域に収まるものではないため、本論文では、政治史・政治思想史・教育史にも関係するものとして論を進めていきたい。また、本論文では、教育勅語の起草・成立に中心的な役割を果たした井上の思想にも言及するが、それは教育勅語と井上の関係する部分に限定し、彼の政治家や実務家としての側面には、課題に関わる限りで触れるにとどめる。

本論文の構成としては、第一章で、どのような流れで教育勅語が起草されることになったのかについて確認してから、なぜ府県知事一同が明治二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出したのかを明らかにし、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案と、元田永孚による教育勅語草案がどのように推敲されたのかを明らかにする。第二章では、まず、井上毅の青少

年期とその後の思想がどのように関連しているのかを明らかにする。そして、井上が起草した理由は、山県からの命令以外になかったのかについて確認してから、彼の教育勅語草案がどのように推敲されて、草案成立に至ったのか、また、井上はどのような役割を果たしたのかを明らかにし、教育勅語の下賜方法がどのように決定されたのかについて確認しておく。ここまでの草案の推敲過程が本論文のメインである。第三章では、勅語が下賜された後の明治時代に目を向け、文部大臣になった井上は日本の将来をどのようにしようとして試みていたのか、及び、教育勅語は明治末年までどのように評価されていたのかについて論じることにする。

本論文で扱う主な史料を所蔵場所ごとに整理すると次の通りである。「R」はリール番号、「文」は文書番号、「資」は資料番号を意味する。史料の中には、海後らの前掲書に写真版が図版として所収されているものや、史料集に活字で所収されているものもあり、各所収先については注に記す。

なお、教育勅語草案には、「 」内に本論文での草案番号などを記しておく。本論文では、教育勅語の起草初期に中村ら文部省関係者が作成した諸草案を「中村草案」、元田が一人で作成した諸草案を「元田草案」、井上の草案を基にして彼自身や元田らが作成した諸草案を「井上草案」と称する。

〈市販のマイクロフィルムがない史料〉

◆ 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

◎ 「教育勅語草案一二種／大正九年」（識別番号 34654）

*87

○ 「教育勅諭草案」

- ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）〔推敲過程まとめ草案の下書き一一一〕
- ・ 二番目の草案〔井上草案八一一〕

◆ 国立公文書館所蔵

◎ 『公文類聚』第一四編第二卷（請求番号 類 00448100）

- ・ 三番目の草案〔井上草案九―一〕
 - ・ 四番目の草案〔推敲過程まとめ草案の下書き二―一〕
 - ・ 五番目の草案〔井上草案七―一〕
 - ・ 六番目の草案〔井上草案六―一〕
 - ・ 七番目の草案〔元田草案六―一〕
 - ・ 八番目の草案〔元田草案四―一〕
 - ・ 九番目の草案〔元田草案五―一〕
 - ・ 一〇番目の草案〔井上草案一―一〕
 - ・ 一一番目の草案〔井上草案一〇―一〕
 - ・ 一二番目の草案〔井上草案一三―一〕
- 「井上文相書翰」^{*88}
- ・ 八月二八日付^{*89}
 - ・ 九月三日付^{*90}
 - ・ 九月六日付^{*91}
 - ・ 一〇月二二日夕付^{*92}
- 「徳教ニ関スル勅諭ノ議」^{*93}
- 教育勅語草案^{*94}〔井上草案一九―一〕
- 「十月二十四日裁可」という付箋のある文書^{*95}

◆ 国立国会図書館憲政資料室所蔵

- 「勅語発布手続」^{*96}
- 教育勅語草案^{*97}〔井上草案二〇〕
- 「文部大臣提出 徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」^{*98}
- 「勅語発布手続左ノ通改正」^{*99}
- ◎ 『元田永孚関係文書』（全二三リール）^{*100}
 - 「教育勅語草案東塾翁尺牘」（資 97、R 5）^{*101}
 - ・ 教育勅語草案（318〜319コマ）^{*102}〔井上草案一二〕
 - ・ 一〇月二二日付の井上毅宛元田書簡^{*103}（320〜324コマ）
 - 「教育大旨 草稿 元田永孚筆 明治二三年六月一七日」（資 110―36、R 9、169〜179コマ）^{*104}〔元田草案一〕
 - 「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（資 110―38、R 9）^{*106}
 - ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）（203〜204コマ）〔推敲過程まとめ草案の下書き一―三〕
 - ・ 二番目の草案（205〜206コマ）〔井上草案八―三〕
 - ・ 三番目の草案（207〜209コマ）〔井上草案九―三〕
 - ・ 四番目の草案（209〜211コマ）〔推敲過程まとめ草案の下書き二―三〕
 - ・ 後掲の同室所蔵『芳川顕正関係文書』（資 8）の縮小白黒コピー（211〜213コマ）^{*107}
- 〔推敲過程まとめ草案の浄書―一〕

- ・五番目の草案 (215～216コマ)〔井上草案七―三〕
 - ・六番目の草案 (217～218コマ)〔井上草案六―三〕
 - ・七番目の草案 (218～219コマ)〔元田草案六―三〕
 - ・八番目の草案 (220～221コマ)〔元田草案四―三〕
 - ・九番目の草案 (222～223コマ)〔元田草案五―三〕
 - ・一〇番目の草案 (223～224コマ)〔井上草案一―三〕
 - ・一一番目の草案 (225～226コマ)〔井上草案一〇―三〕
 - ・一二番目の草案 (227～230コマ)〔井上草案一三―三〕
- 「元田永孚文書」一 (資173、R22)^{*108}
- ・「徳教之勅語案 元田朱字加筆」(394～395コマ)〔井上草案一四〕
 - ・「勅語案」(396～399コマ)〔割注付き完成文書〕
 - ・「勅論文不謬不悖の出处」(400コマ)〔悖ラス出处文書〕
- 「元田永孚文書」三 (資173、R23)
- ・「徳教資料 (文部省文書)」
 - 「一」(「徳育の主旨 中村正直案」)(5～10コマ)〔中村草案六―一〕
 - 「勅諭」(12～13コマ)〔井上草案一九―二〕
 - 「四」(14～17コマ)〔推敲過程まとめ草案の浄書―二〕
 - 「参」(18～19コマ)〔井上草案五―三〕
 - 「五」(20～21コマ)〔井上草案一六―二〕
 - 「二」(22～23コマ)〔井上草案四―二〕

○ 「六」(24～25コマ)〔島田参考草案―二〕

・「教育勅諭草案」

○ 一番目の草案(「勅諭文原稿」)(31～33コマ)〔推敲過程まとめ草案の下書き一―二〕

○ 二番目の草案(34～36コマ)〔井上草案八―二〕

○ 三番目の草案(37～40コマ)〔井上草案九―二〕

○ 四番目の草案(41～44コマ)〔推敲過程まとめ草案の下書き二―二〕

○ 五番目の草案(45～47コマ)〔井上草案七―二〕

○ 六番目の草案(48～49コマ)〔井上草案六―二〕

○ 七番目の草案(50～52コマ)〔元田草案六―二〕

○ 八番目の草案(53～55コマ)〔元田草案四―二〕

○ 九番目の草案(56～57コマ)〔元田草案五―二〕

○ 一〇番目の草案(58～60コマ)〔井上草案一―二〕

○ 一一番目の草案(61～63コマ)〔井上草案一〇―二〕

○ 一二番目の草案(64～69コマ)〔井上草案一三―二〕

○ 「元田永孚文書」四(資173、R23)

・「井上文相書翰」^{*109}

○ 八月二八日付(75～76コマ)

○ 九月三日付(77～81コマ)

○ 九月六日付(82～83コマ)

○ 一〇月二二日夕付（84〜87コマ）

・「教育勅語に就て 石井省一郎談」（88〜103コマ）

◎ 『芳川顕正関係文書』（全一リール）^{*110}

- 「文部省教育勅語草案 其ノ一」（資1）^{*111}〔中村草案七〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ二」（資2）〔中村草案二〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ三」（資3）〔中村草案四〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ四」（資4）〔中村草案三〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ五」（資5）^{*112}〔中村草案一〕
- 「文部省教育勅語浄書草案 其ノ一」（資6）^{*113}〔中村草案五―一〕
- 「文部省教育勅語浄書草案 其ノ二」（資7）^{*114}〔中村草案五―二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一」（資8）^{*115}〔推敲過程まとめ草案の浄書―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ二」（資9）^{*116}〔島田参考草案―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ三」（資10）〔井上草案三―二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ四」（資11）^{*117}〔井上草案四―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ五」（資12）^{*118}〔井上草案二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ六」（資13）^{*119}〔井上草案一六―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ七」（資14）〔井上草案一八〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ八」（資15）^{*121}〔井上草案一五〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ九」（資16）^{*122}〔井上草案一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一〇」（資17）〔文部省参考草案の浄書〕

◆ 東京都公文書館所蔵

- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一一」(資18) ^{*123}〔文部省参考草案の下書き〕
 - 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一二」(資19)〔井上草案一七〕
 - 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一三」(資20)〔井上草案三一〕
 - 「井上・元田教育勅語浄書草案 其ノ一」(資21) ^{*124}〔井上草案五一一〕
 - 「井上・元田教育勅語浄書草案 其ノ二」(資22)〔井上草案五一二〕
 - 「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資28) ^{*125}
 - 「勅語衍義序文稿」(資29)
 - 「山県宛井上書簡写 六月二〇日」(資30) ^{*126}
 - 「山県宛井上書簡写 六月二五日」(資31) ^{*127}
- ◆ 東京都公文書館所蔵
- ◎ 「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」(DVD番号 D324、原本請求番号 618・B7・11) ^{*128}
 - 「徳育涵養ノ義ニ付建議」(DVDの三〜六頁)
 - 「明治二三年二月地方長官会議筆記」(DVDの三一〜五六頁)
 - ◎ 「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』写 明治二三年二月」(DVD番号 D325、原本請求番号 618・A5・15) ^{*129}
 - 「徳育涵養ノ義ニ付建議」(DVDの二〜四頁)
- ◆ 早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵
- ◎ 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』(渡辺幾治郎が収集した二冊組の複写本の一冊目)(請求記号 05-11528-75) ^{*130}
 - 「徳教之勅語案 元田朱字加筆」 ^{*131}〔井上草案一四〕

- 「勅語案」^{*132}〔割注付き完成文書〕
 - 「勅論文不謬不悖の出処」^{*133}〔悖ラス出処文書〕
- ◎ 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（右の二冊組複写本の二冊目）（請求記号リ05―111528―76）

- 「徳教資料（文部省文書）」^{*134}
 - ・ 「一」（「徳育の主旨 中村正直案」）^{*135}〔中村草案六一〕
 - ・ 「勅諭」〔井上草案一九―二〕
 - ・ 「四」^{*136}〔推敲過程まとめ草案の浄書―二〕
 - ・ 「参」^{*137}〔井上草案五―三〕
 - ・ 「五」^{*138}〔井上草案一六―二〕
 - ・ 「二」^{*139}〔井上草案四―二〕
 - ・ 「六」^{*140}〔島田参考草案―二〕
- 「教育勅諭草案」^{*141}
 - ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）^{*142}〔推敲過程まとめ草案の下書き一―二〕
 - ・ 二番目の草案^{*143}〔井上草案八―二〕
 - ・ 三番目の草案^{*144}〔井上草案九―二〕
 - ・ 四番目の草案^{*145}〔推敲過程まとめ草案の下書き二―二〕
 - ・ 五番目の草案^{*146}〔井上草案七―二〕
 - ・ 六番目の草案^{*147}〔井上草案六―二〕
 - ・ 七番目の草案^{*148}〔元田草案六―二〕

・ 八番目の草案 ^{*149}〔元田草案四―二〕

・ 九番目の草案 ^{*150}〔元田草案五―二〕

・ 一〇番目の草案 ^{*151}〔井上草案一―二〕

・ 一一番目の草案 ^{*152}〔井上草案一〇―二〕

・ 一二番目の草案 ^{*153}〔井上草案一三―二〕

○ 「井上文相書翰」 ^{*154}

・ 八月二八日付

・ 九月三日付

・ 九月六日付

・ 一〇月二二日夕付

○ 「教育勅語に就て 石井省一郎談」

〈市販のマイクロフィルムがある史料〉

◆ 国学院大学図書館に原本所蔵

◎ 国学院大学図書館調査室 梧陰文庫整理委員会編 『梧陰文庫井上毅文書』 国学院大学図書館調査室、一九六三年

○ 「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」(R 10、文A―386) ^{*155}

○ 「憲法制定ニ関スル意見書」(R 40、文B―1858) ^{*156}

○ 「教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見」(R 73、文B―4256) ^{*157}

○ 「教育勅語ニ関スル意見」(R 73、文B―4257) ^{*158}

本論文と、先に述べた海後、稲田、梅溪の研究における各草案名・所蔵場所などの異同を表にし、また、主な原史料を図版にして、本論文の末尾に付録として掲載した。

- *1 昭和二三年六月一九日、衆参両院で教育勅語、軍人勅諭などの失効確認・排除に関する決議案が可決された（岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第二版、岩波書店、一九八四年、三六七頁）。教育勅語の失効については、『官報』昭和二三年六月二四日付（第六四三一号）、印刷局、四頁を参照。なお、官報は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。以下、本論文では、和暦の年月日を記し、括弧内に西暦を記す。
- *2 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年。
- *3 「学制」とは、明治五年八月三日の文部省布達第一三〇一四号（第一〇九章）、明治六年三月一八日の同第三〇号（第一一〇〜一五九章）、同年四月一七日の同第五一号（第一六〇〜一八八章）、同月二八日の同第五七号（第一八九〜二一三章）の総称と見られている（文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、一一〜二九頁）。明治五年八月二日の太政官布告には「学制」の趣旨が示されており（同右、一一頁）、これは福沢諭吉の思想、すなわち、士農工商がそれぞれの家業を営み、一身一家を独立させ、その結果、一国を独立させなければならない（『学問のすすめ初編』明治五年二月）、という考え方の影響を受けていると見られている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一六頁）。
- *4 前掲『教育勅語成立史の研究』三七八〜三七九頁。
- *5 同右、三七九頁。
- *6 同右、三七五〜三七七頁、三八四〜三八五頁。

- *7 東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記中『德育涵養ノ義ニ付建議』写 明治二三年二月」(DVD番号D325、
原本請求番号618・A5・15)DVDの三頁。
- *8 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」(国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一
九三九年、四五八頁)。「教育勅語御下賜事情」は、学制公布四〇年に際して、芳川が記した回顧録である(教学局編
『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』内閣印刷局、一九四一年、一五九頁)。なお、貝塚茂樹監修『教育勅
語と「教育と宗教」論争』(『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第I期第二卷)日本図書センター、二〇一二年、一
〇九頁にも所収。
- *9 本論文第一章第二節の「中村草案四」と「中村草案五」を参照。
- *10 前掲『教育勅語成立史の研究』二四九頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』青史出版、二
〇〇〇年、七二頁。
- *11 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二〜一九三頁。
本論文第一章第三節を参照。
- *12 国立公文書館所蔵「十月二十四日裁可」という付箋のある文書(『公文類聚』第一四編第二卷(請求番号類
00448100))。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、
参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。
同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7〜8。本論文第二章第
四節の「井上草案二〇」を参照。
- *15 教育勅語の成立過程に関する戦前の研究については、前掲『教育勅語成立過程の研究』一〜三頁を参照。
大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」(史学会編『史学雑誌』七六編四号、山川出版社、一九六七年、八
- *16

- 九頁)。
- *17 渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』学而書院、一九三五年、著者の序の一頁。以下、本論文では、史・資料を引用する際に、旧字体の漢字を新字体に改める。
- *18 同右。
- *19 渡辺は、大正一一(一九二二)年六月に宮内省臨時帝室編修官になり、昭和八(一九三三)年六月〜昭和九年六月、同編集事務残務整理員であった(秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五七二頁)。
- *20 前掲、大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」(『史学雑誌』七六編四号、九〇頁)。
- *21 渡辺は、「元田文書の中には六月二十九日附の勅諭草案がある。この草案は井上とどれだけの連絡があるか明かでない」と述べている(前掲『教育勅語渙発の由来』一五二頁)。
- *22 この研究は、前掲『教育勅語渙発の由来』の増補版であると見られる。
- *23 梅溪昇『明治前期政治史の研究——明治軍隊の成立と明治国家の完成——』未来社、一九六三年、三〜四頁。梅溪は「明治憲法」と表記しているが、正式には「大日本帝国憲法」である。
- *24 前掲『教育勅語成立史の研究』一六三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』五頁。
- *25 前掲『教育勅語成立過程の研究』五頁。「元田文書」「芳川文書」とは、現在、国会図書館憲政資料室に所蔵されている『元田永孚関係文書』と『芳川顕正関係文書』のことである。渡辺幾治郎が収集した教育勅語関係の史料は、現在、早稲田大学中央図書館特別資料室に所蔵されている『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』(請求記号リ05—11528—75〜76)に含まれている。
- *26 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』三四〇頁。
- *27 前掲『教育勅語成立史の研究』三八一頁。

*28 同右、三八三頁。

*29 同右、三三七頁。五倫とは、父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信である。これらは孟子（前三七二年頃生く前二八九年没）の説いた教えであり、儒教において人の守るべき五つの道とされている。五常、五教とも言われる。三徳の内容は思想によって異なるが、『中庸』では智・仁・勇とされている。

*30 同右、三四〇頁。

*31 同右、三四三〜三四四頁。

*32 同右、三四五〜三四六頁。

*33 同右、三四九頁。

*34 同右、三五二頁。

*35 同右、三五八頁。

*36 同右、三九九頁。

*37 前掲、大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」（『史学雑誌』七六編四号、九二〜九三頁）。

*38 前掲『教育勅語成立過程の研究』八頁。

*39 同右、一九八〜二〇〇頁。

*40 同右、二四六〜二五〇頁。本論文第二章第三〜四節を参照。

*41 同右、二四九頁、二八〇〜二八三頁。

*42 同右、一八七頁。この「イギリスの個人主義的道德思想」とは、スマイルズ (Samuel Smiles, 一八一二年生〜一九〇四年没、イギリスの著述家) や、ミル (John Stuart Mill, 一八〇六年生〜一八七三年没、イギリスの思想家・経済学者) の思想のことである (同右、一八六〜一八七頁)。

- *43 同右、二九四頁。
- *44 同右、二九三頁。
- *45 同右、二九四頁。
- *46 同右。
- *47 吉田熊次筆記「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」（前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五四頁）。「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」は、大正五年一月二六日に山県が椿山荘（山県の別荘。現東京都文京区）で吉田熊次、江木千之、渡部董之介、中島力蔵、森岡常蔵に語ったことを、吉田が筆記したものである（同右、四五三頁）。
- *48 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- *49 同右、二九五頁。
- *50 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九五頁。
- *51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。
- *52 同右、二九六～三〇〇頁。
- *53 同右、三〇〇～三〇三頁。
- *54 同右、三〇三～三〇四頁。なお、ここでの『毎日新聞』とは、『東京横浜毎日新聞』の改題であり、現在の『毎日新聞』とは別の新聞である。
- *55 梅溪の一九六三年の『明治前期政治史の研究』と、一九七八年のその増補版との主な違いは、補論として「わが国初期徴兵令に対するフランスの影響」と「参謀本部独立の決定経緯について」の考察が加えられた点である。梅溪は、この二冊の中の軍人勅諭に関する章を補訂してまとめ、軍人勅諭草案の写真版を図版として加え、二〇〇〇年に『軍人勅諭成立史——天皇制国家観の成立（上）——』（青史出版）を著した。

- *56 「儒教ヲ存ス」の執筆年については、その解題（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、七二五頁）を参照。
- *57 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一四七頁。
- *58 同右。
- *59 同右、一四八頁。
- *60 同右。
- *61 例えば、「教育議附議」（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一四一〜一四二頁）、「方今学科につき意見」（同右、一九七頁）、「国教論」（同右、二〇四頁）など。
- *62 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年、二三一頁。
- *63 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九八〜四九九頁。
- *64 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- *65 同右、一四九頁。
- *66 同右、一五二頁。
- *67 同右。
- *68 同右、一五三頁。
- *69 梅溪は、「外見的に立憲制的性格を、内面的には絶対的性格を具えている」明治憲法に、教育勅語は「緊密に対応して、一見普遍性を豊かに帯びながら、内に『国体』を核心とする特殊性を有していることが明らかである」と述べている（同右、一五九〜一六〇頁）。
- *70 同右、一五三頁。

- *71 同右、五六頁。
- *72 同右、一六一頁。
- *73 同右、五〇頁。
- *74 同右、三七頁。
- *75 同右、四九頁。
- *76 同右、一五九頁。
- *77 井上毅「憲法制定ニ関スル意見書」(国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号40、文書番号B-1858)のこと。
- *78 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五七頁。
- *79 同右、一五二頁。
- *80 同右、一五七頁。
- *81 同右。
- *82 同右、一六七頁。
- *83 同右、一五九頁。
- *84 同右、三四三頁。
- *85 例えば、現在、『芳川顕正関係文書』と『元田永孚関係文書』は、国会図書館憲政資料室に所蔵されているが、同室によれば、前者は一九八一年に芳川家から、後者は一九八八〜一九九〇年に元田家から寄贈されたものである。そのため、海後らは両家から史料を直接使ったと思われる。
- *86 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五九頁。

- *87 中表紙に「臨時帝室編修局」「台本出処 男爵元田亨吉 原本」「採集人名 編修官長股野琢」「採集年月 大正九年五月」「謄写人名 佐藤平作」「備考 原本ハ侍従落合為誠ヲ経テ借入レタルモノナリ」とある。この史料の原本は大正一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。
- *88 元田永孚宛井上毅書簡四通の写し。年は記されていないが、内容が教育勅語に関係しているため、明治二三年のものと思われる。見られて活字化されている。
- *89 活字化されたものは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇三～六〇四頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二頁にも所収。
- *90 活字化されたものは、同右、六〇四～六〇五頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九一～二九二頁にも所収。
- *91 活字化されたものは、同右、六〇五頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二頁にも所収。
- *92 活字化されたものは、同右、六〇五～六〇六頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二～二九三頁にも所収。
- *93 『公文類聚』第一四編第二巻は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、「徳教ニ関スル勅諭ノ議」は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二巻・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 1～3。前掲『教育勅語成立史の研究』三六八～三七〇頁（図版一七）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一～五にも所収。
- *94 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 4～5。前掲『教育勅語成立史の研究』四九三～四九四頁（図版四〇ノ二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版六～七、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二六七～二六九頁（図版三の図二二）にも所収。
- *95 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。前掲『教育勅語成立史の研究』

- *96 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 6。前掲『教育勅語成立史の研究』三七〇〜三七二頁（図版一八〜一九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版八にも所収。
- *97 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7〜8。前掲『教育勅語成立史の研究』四九七〜四九九頁（図版四二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一〇〜一二、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二七〇〜二七二頁（図版三の図二三）にも所収。
- *98 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 9〜10。前掲『教育勅語成立史の研究』三六七頁（図版一七）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一三〜一四にも所収。
- *99 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 11。前掲『教育勅語成立史の研究』三七二頁（図版一九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一五にも所収。
- *100 『元田永孚関係文書』の資料番号1〜143の目録については、沼田哲「『元田永孚関係文書補遺』並びに『元田永孚文書目録』（青山学院大学文学部史学科『青山史学』第一〇号、青山学院大学文学部史学研究室、一九八八年、七三〜三八頁）を参照。ただし、この沼田論文中の目録は、国会図書館所蔵の目録と一部異なっている。
- *101 教育勅語草案と一〇月二二日付の井上宛元田書簡が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育勅語草案尺牘」とある。
- *102 前掲『教育勅語成立史の研究』四七〇〜四七三頁（図版三四）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版五〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二九〜二四〇頁（図版一の図一二）にも所収。
- *103 活字化されたものは、前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二三〜二二四頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』六六〜六七頁にも所収。年は記されていないが、内容が教育勅語に関係しているため、明治二三年のものと見られている。

*104 貴春一〇行罫紙一〇頁（中央下部に「貴春」と印字された罫紙五枚）が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育大旨 二」とある。

*106*105 貴春一〇行罫紙一二頁（六枚）が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育大旨 一」とある。中表紙（国民精神文化研究所の一三行罫紙一頁）に「教育勅諭草案（元田家文書） 教育勅諭草案全部ニテ十二通アリ

元田永孚ノ控ナリ」とあり（194コマ）、次の頁（一〇行罫紙一頁）に「教育勅諭草案（原本ハ大正十一年宮内省ニ献納）」とある（201コマ）。この史料と共に、昭和八年一月一三日付で栗屋謙（国民精神文化研究所長事務取扱）が元田竹彦（永孚の曾孫）へ宛てた文書が残されている。その文書には、「本所々員海後宗臣德育ニ関スル資料調査ノ為メ元臨時帝室編輯局ニ罷越居候処同局所蔵ノ元田家御文書写拝見致度希望有之候ニ付テハ格別ノ御配慮ヲ以テ右閲覧方貴家ノ御承認ヲ得度此段及御依頼候」とあり、その後ろに、「草按は筆十二通並井上毅子の永孚宛書簡は朱記の通り一括宮内省に献納せるを以て海後教授に御願して此副本を大切な資料として永久家に保存することとしたものなり 曾孫竹彦謹識」というメモ書きがある（197コマ）。このことから、この史料は昭和八年一月以降に、海後によって作られたものであることがわかる。

*107 「秘（元田文書 号中） 永孚翁自筆教育勅語草案ノ一（元芳川伯蔵 現藤田男蔵） 本文並欄外の書何れも東塾翁自筆也 曾孫竹彦識」というメモ書きがある（211〜212コマ）。

*108 「元田永孚文書」は、A4版白黒片面コピーが簡易製本されたもの（一〜六の六冊組）、及び、それらがマイクロフィルム化されたもの（簡易製本の表紙のコマを含む）である。この六冊組のうち、一の原本（表紙に「元田文書 書翰建言及教育勅語関係文書」とある）は後掲の早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目、二〜四の原本（表紙に「元□□□文書」（□は文字が消えている箇所）とある）は同二冊目であると見られるが、五〜六の原本（表紙に「元田文書 元田岩倉書翰 独逸顧問招聘ノ件」とある）の現存場所は不明である。

- *109 活字化されたものについては、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「井上文相書翰」の注と同じ。
- *110 このリールにコマ番号は付けられていない。なお、宮内公文書館に「芳川伯爵家所蔵文書」（識別番号37388）が所蔵されているが、これは芳川顕正宛伊藤博文書簡八通、芳川宛山県有朋書簡一八通、芳川宛井上馨書簡一二通の、臨時帝室編修局による写し（大正一三年四月に渡辺幾治郎が採集したもの）である。
- *112*111 前掲『教育勅語成立史の研究』四二三～四二八頁（図版二四）。
- *113 同右、四〇三～四〇八頁（図版二一）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七五～七六（草案の一部分のみ）にも所収。
- *114 同右、四〇九～四一五頁（図版二二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七八（草案の一部分のみ）にも所収。
- *115 同右、四一六頁（図版二二ノ二）（草案の一部分のみ）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七七（草案の一部分のみ）にも所収。
- *116*115 同右、巻頭カラー図版二。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版四五～四九にも所収。
- *117 同右、四九五～四九六頁（図版四一）（付箋なし）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八一～八二（付箋あり）にも所収。
- *118 同右、四五六～四五七頁（図版二九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七九～八〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三二五～三二六頁（図版四の図三一）にも所収。
- 同右、四五三～四五五頁（図版二八）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版三八～四〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三二二～三二四頁（図版四の図三〇）にも所収。

同右、四八九〜四九〇頁（図版三九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八三〜八四にも所収。
 同右、四九一〜四九二頁（図版四〇）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八七〜八八にも所収。
 同右、四八七〜四八八頁（図版三八）。
 前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版三四〜三六。
 同右、巻末図版八五〜八六。

前掲『教育勅語成立史の研究』四五八〜四六〇頁（図版三〇）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版四一〜四三にも所収。

資料番号28には「徳教ニ関スル勅諭ノ議」が三通——①札が付いていないもの、②「芳川文書 五ノ二」と書かれた丸い札が付いているもの、③「芳川文書 五ノ三」と書かれた丸い札が付いているもの——ある。①は、一頁の右上欄外に朱で「秘」とあるもの。②は、「高等師範学校ニ 聖駕親臨ヲ仰キテ 勅諭ヲ賜ハラントヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケテ訓令ヲ全国ニ発シ普ク衆庶ニ示スカ」（二〜三頁）の部分に墨で傍点が付けられ、二頁の上欄外に墨で「閣議……ニ決ス」と書かれているもの。③は、一頁の右上欄外に朱で「秘」とあり、四頁までしかない（①と②は六頁ある）ものがある。①はマイクロフィルム化されているが、②と③はされていない。この三通（資料番号28）と前掲の国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二巻に所収の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」は、同じ複写版で作られたものであると見られるが、後者にのみ文部大臣の印が文末に押されているため、前者は後者の控えであると思われる。

前掲『教育勅語成立史の研究』一九八〜二〇〇頁（図版一六）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三一〜三一六頁（図版四の図二八）にも所収。活字化されたものは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三一〜二三二頁。年は記されていないが、内容が教育勅語に係っているため、明治二三年のものと思われる。

*125

*124*123*122*121*120*119

*126

*135*134*133*132*131

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二四一〜二四二頁（図版一の図一三）。

同右、二四三〜二四六頁（図版一の図一四）。

同右、二四七頁（図版一の図一五）。

「一」、「勅諭」…の順に綴り込み。一〜六の漢数字は、各草案一頁目の右上欄外に黒の細ペンで書かれているもの。

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二四九〜二五四頁（図版二の図一六）（欄外の文字欠け）。

*130

『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（二冊組）の白黒コピー、及び、白黒コピーのマイクロフィルムが、前掲の国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一〜四であると見られる。『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の表紙に「元田文書 書翰建言及教育勅語関係文書」とあり、二冊目の表紙に「元□□□文書」（□は文字が消えている箇所）とある。二〇一二年六月現在、早稲田大学中央図書館特別資料室に、右の二冊のマイクロフィルムは所蔵されていない。

*129

東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」に所収の「德育涵養ノ義ニ付建議」（DVDの三〜六頁）は、文字が鮮明でないため、本論文で同建議を扱う際にはこの「写」を使用する。他に、「小学校区域及簡易学科ヲ普及スルノ義ニ付建議」の写し（DVDの五〜七頁）を所収。

*128

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三一七〜三二二頁（図版四の図二九）。活字化されたものは、前掲『井上毅伝』史料篇第二、二二三〜二三四頁。右と同様に、明治二三年のものが見られている。

*127

他に、「小学校区域及簡易学科ヲ普及スルノ義ニ付建議」（DVDの七〜一一頁）、「林制ノ義ニ付建議」（DVDの一〜一五頁）、「郡長及判任官採用其他地方官々制ニ関スル事項建議」（DVDの一六〜二三頁）、「鉄道敷地買収ノ儀稟議」（DVDの二四〜二五頁）、「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」（DVDの二六頁）、「尋常師範学校長俸給其他ノ給与支給方ノ義ニ付建議」（DVDの二七〜三〇頁）を所収。

*141*140*139*138*137*136

同右、二五五〜二五八頁（図版二の図一七）（欄外の文字欠け）。
同右、二五九〜二六〇頁（図版二の図一八）（欄外の文字欠け）。
同右、二六一〜二六二頁（図版二の図一九）（欄外の文字欠け）。
同右、二六三〜二六四頁（図版二の図二〇）（欄外の文字欠け）。
同右、二六五〜二六六頁（図版二の図二一）（欄外の文字欠け）。

この史料は、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の写しであると思われる（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。宮内公文書館所蔵の史料の中表紙には、「謄写人名 佐藤平作」と墨で書かれ、その下に丸い朱印（文字は不鮮明。漢字二字か）が押されている。それに対して、この早稲田大学所蔵の史料には、そこに墨で「朱印」と書かれている（前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一九八頁（図版一））。

*142

前掲『教育勅語成立史の研究』四八〇〜四八二頁（図版三六）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇〇〜二〇二頁（図版一の図一）にも所収。

*143

同右、四六一〜四六三頁（図版三一）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇三〜二〇五頁（図版一の図二）にも所収。

*145*144

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇六〜二〇九頁（図版一の図三）。
前掲『教育勅語成立史の研究』四八三〜四八六頁（図版三七）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二一〇〜二一三頁（図版一の図四）にも所収。

*147*146

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二一四〜二一六頁（図版一の図五）。
同右、二一七〜二一八頁（図版一の図六）。

- *149*148 同右、二一九～二二一頁（図版一の図七）。
- *151*150 前掲『教育勅語成立史の研究』四五〇～四五二頁（図版二七）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二二～二二四頁（図版一の図八）にも所収。
- *152 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二五～二二六頁（図版一の図八）。
- *153 前掲『教育勅語成立史の研究』四六七～四六九頁（図版三三）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二七～二二九頁（図版一の図九）にも所収。
- *154 同右、四六四～四六六頁（図版三二）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三〇～二三二頁（図版一の図一〇）にも所収。
- *155 同右、四七四～四七九頁（図版三五）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三三～二三八頁（図版一の図一一）（草案の一部分欠け）にも所収。
- *157*156 この史料は、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「井上文相書翰」の写しであると見られている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。活字化されたものについては、右の史料に所収の「井上文相書翰」の注と同じ。
- *155 活字化されたものは、井上毅「人心教導意見案」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二四八～二五一頁）。なお、これらの史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「十四年 進大臣」と題している（同右、二四八頁）。
- *157*156 この史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの文書に題を付けていない。
- *157*156 この史料名は編者が付けた見出しであり、この文書は明治二十三年六月二〇日付の山県宛井上書簡の写しである。活字化されたものについては、前掲の国会図書館憲政資料室所蔵『芳川頼正関係文書』の「山県宛井上書簡写 六月二〇日」

*158

の注と同じ。

この史料名は編者が付けた見出しであり、この文書は明治二三年六月二五日付の山県宛井上書簡の写しである。活字化されたものについては、前掲『芳川頭正関係文書』の「山県宛井上書簡写 六月二五日」の注と同じ。

第一章 教育勅語の起草

第一節 明治二三年の建議——教育勅語の起草の契機——

本章では、教育勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半について考えたい。第一節で、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、教育勅語の起草の契機として、府県知事一同が明治二二年でも二四年でもなく、二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにし、第二節で、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を明らかにし、第三節で、元田永孚の基本的な思想について確認してから、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を明らかにすることを試みる。

なお、明治五年から二〇年頃までの徳育事情については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、洪川久子「教育勅語渙発前における徳育論争」（日本大学精神文化研究所・教育制度研究所編『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第一三集、日本大学精神文化研究所・教育制度研究所、一九八二年）、岩本努『教育勅語の研究』（民衆社、二〇〇一年）などに詳しい。また、序章で述べたように、梅溪昇は『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）で、総理大臣として勅語の起草に向けて動いた山県有朋に注目している。

これらの研究では、明治二三年に教育勅語が起草された背景については、同年二月の地方官会議の結果、「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出されたことや^{*1}、山県が「国家独立という国家目的へ奉仕すべきものとして国民教育を考え、具体的には戦争への精神的準備として国民愛国の精神を高揚することに教育の最も重要な意義を認め」^{*2}、それまでの総理大臣と異なり、「極めて積極的意図をもって勅語発布の具体化にあたったこと」が指摘されている^{*3}。

確かに、山県が総理大臣として、教育勅語の成立に果たした役割は非常に大きい。文部大臣を「徳教ノコトニハ熱心」でない榎本武揚から^{*4}、「有朋の考へ通り」に動く芳川顕正に替えたのは山県であり^{*5}、井上毅に勅語の起草を命じたのも彼である^{*6}。

その一方で、府県知事一同は芳川の文部大臣就任よりも前に、榎本へ直接「徳育涵養ノ義ニ付建議」を提出しており、海後が指摘しているように、明治二三年の地方官会議は教育「勅語成立への発端」であるとして見てよいだろう^{*7}。

しかし、先行研究では、知事らが同年にこの建議を出した背景は明らかにされていない。したがって、本節では、教育勅語の起草の契機として、なぜ知事らが明治二三年に建議を出したのか、その要因を明らかにしたい。

文部省は明治五年八月三日に「学制」を制定し、九月八日には「小学教則」を制定した。それによれば、小学校には六〜九歳を対象とした下等小学校と、一〇〜一三歳を対象とした上等小学校があり、各八級に分けられ、生徒は学校で一日五時間、週（月々土曜日）三〇時間学び、下等八級から半年ごとに七級、六級と進み、上等一級に至って卒業するということがあった^{*8}。科目には「綴字」^{カサツカヒ}、「習字」^{デナラヒ}、「単語読方」^{コトバノヨミカタ}、「算術」^{サツヨウ}などと並んで、下等八〜五級にのみ「修身口授」^{ギョウキノサトシ}という科目があった（八〜六級には週二時間、五級には週一時間）^{*9}。小学教則には、下等八〜七級の修身口授の教科書として、『民家童蒙解』、福沢諭吉『童蒙教草』（明治五年三月）、六級の教科書として、ボンヌ（箕作麟祥訳）『泰西勸善訓蒙』（明治四年仲秋）、フランシス・ウエーランド（阿部泰蔵訳）『修身論』、五級の教科書として、シモン・フィセリング口授、西周助・津田真一郎筆記（神田孝平訳）『性法略』（明治四年）が例示され、これらを使って教師が説くように定められていた^{*10}。小学教則に例示されている教科書の多くは、もともと教科書として書かれたものではなく、西洋書の翻訳やそれに近いものであった^{*11}。これらの教科書について、海後は次のように述べている。

これらの欧米倫理書が近代的な社会における個人の道義から出発して説いていることはいままでもない。忠孝を基本と

した五倫によつて道徳を立てているものとは異なっていた。……

儒教による道徳の教育から入る方法は前時代の固陋な教育であつて、このような教学思想を改めて欧米の文明開化の智識才芸を撰取する新時代の教育を進める方向へ進んでいた。そして人倫もこれを近代社会の倫理の原則によつて新しくつくり直さなければならぬとし、その内容は近代的なサイエンスとして合理的に組み立てられねばならないとする主張が受け入れられていたのである。^{*12}

また、稲田も、「いずれも多かれ少なかれすべての人の自由平等の権利を説いており、また政府は人民の自由と権利をまもるために存立するものであるとし、その多くが暴政を行う政府に対する人民の抵抗の権をもみとめているのである。……学制下の我が国の教育が、廢藩置県後の明治政府の四民同権の線に沿うた改革に照応して、急速な西欧化を目指してのかなりはげしい啓蒙教育の一面をもつていたことは疑ない」と指摘している。^{*13}

明治一〇年頃になると、アメリカの教育に関心を持つ田中不二麿（文部大輔）やダビッド・マレー（David Murray, 文部省の最高顧問（学監）としてアメリカから招かれた御雇外国人）らは、地方の実情に合った公教育制度の形成を目指して、アメリカの地方分権的な教育をモデルにした案を準備し、明治一二年九月二九日、この案は「教育令」として公布された。^{*14}

ところで、教育令が準備されている頃、侍講兼侍補であつた元田は、「国民教育の基本となる教学に関する聖旨を成文して上書」していた。^{*15} この「教学聖旨」は明治一二年八月九月頃に、天皇から伊藤博文（参議兼内務卿）、寺島宗則（参議兼文部卿）ら政府要人に示された教育意見であり、教学の本意を示した「教学大旨」と、小学校教育の在り方を示した「小学校目二件」から成っている。^{*16}

教学聖旨起草の背景について、海後は、教育令の上奏と、教学聖旨の成立の時期が重なっていることは決して偶然ではなく、元田は教育令を改めようとしていたと指摘し^{*17}、さらに、明治一〇年以降、維新以来の功臣であつた西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通が亡くなる一方、自由民権運動が全国に広まる中で、「元田は天皇の奉仕者として万機御親裁をもつて、天

皇と政治との結びつきを深めると共に、民心を天皇に帰向させるためには教育から着手しなければならぬと考えていた」と述べている^{*18}。また、野口伐名は、教学聖旨は「元田永孚自らの教学観を端的に吐露したものである。元田の狙いとするところは、維新以来の国民道德の頹廢の原因が、明治政府の欧化政策、特に開明的教育政策『学制』にあることを、『天皇』の名において天下に明らかにすることによって、政府に反省を求め教学の刷新を図らんとするところにあった」と指摘している^{*19}。

まず、教学大旨についてであるが、その全文は次の通りである。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可ラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ヅキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ学ハ其才器ニ随テ益々長進シ道德才芸本末全備シテ大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ我邦独立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ^{*20}

元田によれば、善くない行いをしたり、社会秩序を乱したりする者が少なくない現状は、明治維新後、日本が「智識才芸ノミ」を重んじてきたからである。今のまま「仁義忠孝」を後回しにして、知育偏重教育を続けていたら、日本人は将来、「君臣父子ノ大義」を知らなくなるかもしれない。歴代天皇の教えに基づいて、「仁義忠孝」を明らかにして、孔子の教えを中心として、誠実な行いを重んじることを「教学ノ要」とすべきである。

教学大旨での学制批判について、土屋忠雄は、『『学制』』は、近代教育の建設を指向していたにもかかわらず、徳育、体育、

情操教育については、これを欠如したか、その近代的な内容構成の努力に欠けるものがあつた。であるから、『教学大旨』に指摘されたように知育に偏向していたことは事実であつた」と指摘している^{*21}。

次に、小学条目二件では、元田は小学校教育の在り方について、次のように述べている。

一、仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為スカラス……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス……
一、……農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……此輩他日業卒リ家ニ帰ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト為ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス実地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラシコトヲ欲ス^{*22}

元田は小学校教育に、二つのことを望んだ。一つは、先入観のない幼少時に、「仁義忠孝ノ心」や「忠孝ノ大義ヲ第一ニ」覚えさせること。もう一つは、「農商ノ子弟」には「高尚ノ空論」ではなく、「農商ノ学科」を教えることである。知識を鼻に掛けて、年上や目上の者をばかにして、役人の妨害をする者が少なくない現状は、教学がうまくいっていない結果である、と彼は考えた。

元田は同年九月の「教育議附議」でも、道德教育や国教について、次のように述べている。

廉恥を尚とび、礼讓を重んじ、倫理を篤くするの教育を施す時は、制行の敗れを救ふ可く、平易公正の論を主とし、激昂相凌ぐの風を戒め、人心を協和し、国体を扶植するの教育を施す時は、言論の敗れを救ふ可し、是 聖旨の本義にして、其要は仁義忠孝を明かにするに在る而已、……。

今 聖上陛下、君と為り師と為るの御天職にして、……且国教なる者亦新たに建るに非ず、祖訓を敬承して之を闡明するに在るのみ、……本朝 瓊々杵尊以降、欽明天皇以前に至り、其 天祖を敬するの誠心凝結し、加ふるに儒教を以てし、祭政教学一致、仁義忠孝上下二あらざるは、歴史上歴々証すべきを見れば、今日の国教他なし、亦其古に復せん而已^{*23}。

元田は、「倫理」を重んじて、国体（天照大神以降、代々続く天皇を現人神とする、当時の日本の国柄）を大切にす教育、すなわち、「仁義忠孝」を明らかにする教育を行えば、善くない行いも、過激な言論もなくなると考えた。彼は、「君と為り師と為る」天皇がいる今、儒教によって歴代天皇の教えを承って明らかにすることが、日本の「国教」であると述べ、「祭政教学一致」を主張した。

なお、教育議附議は、明治一二年九月に井上毅が起草した「教育議」への反論であると見られている^{*24}。教育議とは、教育学聖旨を天皇から示された伊藤が、これに対する意見を井上（内務大書記官）に書かせて、「今陳スル所ノ者ハ、専ラ闕遺ヲ採拾シ、涓埃ノ微万一二裨補センコトヲ願フノミ」という形で同月に上奏した文書である^{*25}。教育議において、井上は次のように、「制行ノ敗レ」や「言論ノ敗レ」という^{*26}、「風俗ノ弊」の原因は「維新以後教育」（「学制」）だけでなく、「世変」（世の中の移り変わりや乱れ）全体にあるので、「教育ノ法」の改革だけで「風俗ノ弊」を解決することはできないと述べている。また、彼は、「經典ヲ斟酌シ」た儒教的な「国教ヲ建立」することは、政府が関与すべきことではない、と政教分離を主張している。

風俗ノ弊ハ、実ニ世変ノ余ニ出ツ。……是レヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為スヘカラス。但タ之ヲ救フ所以ノ者如何ト云ニ至テハ、教育ノ法尤モ其緊要ノ一二居ルノミ。抑々弊端ノ原因ハ、既ニ専ラ教育ノ失ニ非ス、故ニ教育ハ此弊端ヲ療スル為ニ間接ノ藥石タルニ過キス。……

經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ。而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所テ非サルナリ。^{*27}

政教一致の元田と、政教分離の井上。本章第三節以降で述べるように、この関係は教育勅語草案において、儒教を前面に出すか否かという形で表れている。

明治一三年一月二八日、河野敏謙（文部卿）や島田三郎（文部権大書記官兼調査局長）らにより教育令が改正されたが、これは侍講であった元田が、西村茂樹（文部省編輯局長兼文部省報告局長）や江木千之（文部一等属兼地方学務局）らを通じて働きかけたことによるものであると見られている。^{*28}

教育令の改正に伴って、明治一四年五月四日に「小学校教則綱領」が出され、小学校は初等科（第一～三学年）、中等科（第四～六学年）、高等科（第七～八学年）に分けられた。そして、「修身」が教科目の首位に置かれ、初等科と中等科に週六時間、高等科に週三時間設けられた。^{*29} それに比べて、先に述べたように、小学校教則（明治五年）では「綴字」が教科目の首位に置かれ、「修身口授」の授業は、下等八～六級に週二時間、五級に週一時間^{*30}、設けられただけであった。

文部省がこのように徳育を重視するようになったことは、政教一致の元田が教育令改正の陰にいたことと関係していると思われる。元田は教育令の改正にだけでなく、小学校教則綱領の制定にも何らかの働きかけをしたのではないだろうか。

先に述べたように、明治五年以降、修身の授業は「修身口授」であり、教科書は例示されていたものの、授業は主に教師の口授によって行われていた。^{*31} だが、教学聖旨や小学校教則綱領が出されてから、「文部省は修身の授業のためには先ず修身教科書を編集してこれを刊行して広く使用させ、その教科書には道德の基本となる有名な嘉言を集めてこれを誦読させて子どもの脳裏に入れなければならない」という方針を採るようになり、^{*32} 西村茂樹『小学修身訓』上・下（文部省、明治一三年）をはじめ、儒教的な内容の教科書が民間からも多数出版された。^{*33}

ところが、明治一八年一月二二日に初代文部大臣に就任した森有礼は、明治一九年五月二五日の「小学校ノ学科及其程

度」(文部省令第八号)第一〇条で、小学校の修身では、「内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教ヘ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス」と定めた^{*34}。つまり、海後が言うように、森は明治一二年頃からの「儒教主義による修身教育の方針を批判し、嘉言名句を諳誦させるような修身教授を廃したのである。修身は教師の言行をもって生徒に模範を示し、授業は教科書を使用しないで説話のみ」というものになった^{*35}。それゆえ、海後は、もし森がそれまでの「儒教主義による修身教育の方針」を継続していたら、「教育勅語の発布ということもなかったとみられる」と指摘している^{*36}。

また、この頃、文部省の方針(儒教的な德育)を封建的なものと見て、これに反対する考え(福沢諭吉『德育如何』(明治一五年)、同『徳教主義の成跡甚だ恐るべし』(明治一六年)や、宗教を德育の基礎とすべきであるという考え(福沢諭吉『德育余論』(明治一五年)、加藤弘之『德育方法案』(明治二〇年)や、皇室を德育の基礎とすべきであるという考え(西村茂樹「土方宮内大臣へ建言」(明治二二年)など、様々な德育論が出されていた^{*37}。

ここまで、明治五年から二〇年頃までの德育事情について確認してきた。

ここから本節の本題に入るが、以上のように德育の方針が混乱している最中の、明治二三年二月一七〜二五日、地方官會議が高崎五六(東京府知事)を議長として東京で開かれた^{*38}。この會議に参加したと見られる知事(北海道庁長官を除く)は、次の表の通りである^{*39}。明治一九年七月一九日の地方官官制の公布以前は、県知事は県令であったが、表中の知事在任期間には県令であった期間も含む。資料により生年が異なる場合、「〇〇×年」または「〇年か×年」と記す。

〈表一〉

高崎 五六	石田 英吉	小松原 英太郎	佐藤 与三	折田 平内	安田 定則	山田 信道	長谷部 辰連	岩崎 小二郎	松平 正直	石井省一郎	佐和 正	知事名
東京府	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	担当府県
明治一九年三月九日～明治三三年五月一九日	明治二二年一月二〇日～明治三三年七月一六日	明治二三年二月二六日～明治二四年四月九日	明治一七年七月三日～明治二四年四月九日	明治二三年二月二四日～明治二七年一月二〇日	明治一九年五月八日～明治二四年四月二四日	明治二二年一〇月一九日～明治二四年六月一五日	明治二三年二月二六日～明治二七年一月二〇日	明治二二年二月二六日～明治三三年三月二五日	明治一一年七月二五日～明治二四年四月九日	明治一七年二月二六日～明治二四年四月二四日	明治二三年二月二六日～明治二九年八月一二日	上記府県の知事在任期間（県令期間を含む）
元老院議官	元老院議官	内務大臣秘書官	不明	警視總監	元老院議官	鳥取県知事	元老院議官	法制局参事官	宮城県権令	内務省土木局長	内務書記官	直前の職
天保七年	天保一〇年	嘉永五年	不明	弘化三～四年	天保一五年～弘化二年	天保四年	天保一五年	不明	弘化元年	天保一二年	天保五年か一五年	生年
鹿児島	高知	岡山	山口	鹿児島	鹿児島	熊本	石川	長崎	福井	小倉	東京	出身地

林董	西村 捨三	北垣 国道	中井 弘	成川 尚義	白根 専一	時任 為基	小崎 利準	内海 忠勝	中島 錫胤	安立 利綱	岩村 高俊	藤島 正健	千田 貞暁	浅田 徳則
兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県
明治三年二月二六日 ～ 明治二四年六月一五日	明治三年三月一六日 ～ 明治二四年六月一三日	明治一四年一月一九日 ～ 明治二五年七月一六日	明治一七年七月九日 ～ 明治二三年五月二一日	明治三年二月二六日 ～ 明治二九年八月二一日	明治三年二月二六日 ～ 明治二三年五月一七日	明治三年六月八日 ～ 明治二五年八月二〇日	明治一二年七月二五日 ～ 明治二六年三月二二日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日	明治三年二月二七日 ～ 明治二六年三月二一日	明治三年二月二七日 ～ 明治二四年八月一三日	明治一六年一月一九日 ～ 明治二三年五月二一日	明治二年一〇月二九日 ～ 明治二三年七月二五日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日
香川県知事	内務省土木局長	高知県令	工部大書記官	大蔵省参事官	愛媛県知事	高知県知事	岐阜県権令	兵庫県知事	元老院議官	不明	内務大書記官兼戸籍局長	不明	広島県知事	外務省通商局長
嘉永三年	天保一四年	天保七年	天保九年	天保一二年	嘉永二年	天保一三年	不明	天保一四年	文政一二年	天保三年	弘化二年	弘化二年	天保七年	嘉永元年
静岡	滋賀	出石	鹿児島	千葉	山口	鹿児島	三重	山口	徳島	東京	高知	熊本	鹿児島	京都

第一章第一節 明治二三年の建議

富岡 敬明	中野 健明	樺山 資雄	安場 保和	調所 広丈	勝間田 稔	柴原 和	桜井 勉	原保太郎	鍋島 幹	千阪 高雅	籠手田 安定	武井 守正	石井 忠亮	小牧 昌業
熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県
明治一二年七月二五日～明治二四年四月九日	明治三三年一月七日～明治二六年三月一〇日	明治三三年一二月二四日～明治二五年八月二〇日	明治一九年二月二五日～明治二五年七月二〇日	明治三三年六月八日～明治二五年三月一日	明治三三年一二月二六日～明治二七年一月二〇日	明治三三年一二月二六日～明治二四年四月九日	明治三三年一二月二六日～明治二四年七月一〇日	明治一四年二月二日～明治二八年三月二六日	明治三三年一二月二六日～明治二九年四月二三日	明治一七年一二月二七日～明治二七年九月一九日	明治一八年九月四日～明治二四年四月九日	明治二二年一〇月一九日～明治二四年四月九日	明治三三年一二月二六日～明治二四年四月九日	明治三三年一二月二六日～明治二七年一月二〇日
熊本県権令	大蔵省関税局長	栃木県知事	元老院議員	元老院議員	愛知県知事	山形県知事	地理局長	不明	青森県知事	内務大書記官兼戸籍局長	元老院議員	無職（元農商務省山林局長）	元老院議員	内閣書記官長
文政五年	天保一四～一五年	享和元年	天保六年	天保一一年	天保一三～一四年	天保三年	天保一四年	弘化四年	弘化元年	天保一二年	天保一一年	天保一三年	天保一一年	天保一四年
小城	佐賀	鹿児島	熊本	鹿児島	山口	龍野	兵庫	山口	佐賀	米沢	長崎	姫路	長崎	鹿児島

西村 亮吉	大分県	明治一二年一〇月三〇日～明治二四年四月九日	山梨県大書記官	天保一〇年	高知
岩山 敬義	宮崎県	明治二〇年五月一八日～明治二四年四月九日	元老院議官	天保一〇年	鹿児島
渡辺 千秋	鹿児島県	明治一三年七月一日～明治二三年九月四日	鹿児島県大書記官	天保一四年	高島
丸岡 莞爾	沖縄県	明治二年九月一八日～明治二五年七月二〇日	内務省宗教局社寺局長	天保七年	高知

内務省主催のこの地方官会議は、「云はゞ二十三年の例会と見るべきものであるが、民心の離乖を奈何とは、此の会議の重要問題」であった^{*40}。二月二〇～二五日には主に徳育について議論され、二六日付で「徳育涵養ノ義ニ付建議」が作成された^{*41}。そして、同月二六日、府県知事一同は高崎を総代として、それを榎本武揚（文部大臣）と山県有朋（総理大臣兼内務大臣）へ提出した^{*42}。知事らはこの建議で、近頃、小学生が「父兄ヲ軽蔑スルノ心ヲ生シ軽躁浮薄」であったり、中学生が「天下ノ政事ヲ談シ」たり、「終ニ退校シテ政論ニ奔走」したりしており、このままでは人々は「漫リニ高尚ノ言論ヲ為シ」、「社会ノ秩序ヲ紊乱シ終ニ国家ヲ危フスル」であろうと心配している。知事らは、小中学生のこのような状況は「智育ノ一方ノミ進ミテ徳育ノ兼ネ進マサル」せいである、と当時の教育制度を批判した上で、国は「徳育ノ主義」を定め、「師範学校ヨリ中小学校ニ至ルマテ其倫理修身ノ学科」では選定された教科書を使い、その授業時間を増やすべきである、と次のように訴えた。

小学ニ就学セル子弟ノ情况ヲ見ルニ少シク博物ノ学理ヲ聴キ数学ノ初歩ヲ修メハ忽チ其智識芸術ニ誇リ父兄ヲ軽蔑スルノ心ヲ生シ軽躁浮薄ノ風ヲ長ス其進ンテ高等小学校ヲ卒業スル者ノ如キハ往々父祖ノ業ニ従事スルコトヲ屑シトセス或ハ官吏タラント欲シ或ハ政事家タラントコトヲ志シ尚進ンテ中学ニ入ルニ及ンテハ未タ其科程ノ半ヲモ卒ヘサルノ生徒ニ

シテ動モスレハ天下ノ政事ヲ談シ時ニ或ハ自ラ校則ヲ犯シナカラ職員処置ノ当否ヲ鳴ラシ漫リニ抗争紛擾ヲ事トスルモノアリ其極終ニ退校シテ政論ニ奔走スル者アルニ至ル是蓋シ教員ノ薰陶其宜ヲ得サルモノアルヘシト雖トモ抑亦学制ノ然ラシムル所アルカ如シ此情勢ヲ以テ荏苒推移スルトキハ実業ヲ重ンセスシテ漫リニ高尚ノ言論ヲ為シ未熟ノ學術智識ニ依テ僥倖ヲ事トスルノ風ヲ長シ長上ヲ凌キ社会ノ秩序ヲ紊乱シ終ニ国家ヲ危フスルニ至ラントス是レ智育ノ一方ノミ進ミテ德育ノ兼ネ進マサルヨリ致ス所ノ弊ナリ……

我国ニハ我国固有ノ倫理ノ教アリ故ニ我国德育ノ主義ヲ定メント欲スレハ宜ク此固有ノ倫理ニ基キ其教ヲ立ツヘキノミ而シテ德育ノ主義已ニ定マラハ宜ク師範学校ヨリ中小学校ニ至ルマテ其倫理修身ノ学科ニ用ユヘキ教科書ヲ選定シ全国一般之ニ依テ其教ヲ布カシメ且師範学校及中小学校ニ於ケル倫理修身ノ学科時間ヲ増シ盛ンニ德育ヲ興スヘシ^{*43}

なお、明治二三年二月当時の、各学校における修身や倫理の授業時間は次の通りである。尋常小学校と高等小学校には「修身」が週一時間三〇分^{*44}、尋常中学校と尋常師範学校には「倫理」が週一時間設けられていたが^{*45}、高等中学校には修身も倫理も設けられていなかった^{*46}。そして、高等師範学校では、「教育学・倫理学」が文・理化・博物学科の第一学年に週四時間、第二学年に週三時間、第三学年に週一三時間設けられ、「倫理」が女子師範学科に週二時間設けられていた^{*47}。

知事らが国内の学校に「我が日本を顧みないやうな様子が萌^{キザ}して居る」ことを憂慮し、その改善に尽力しようとしたことは以前にもあった。石井は次のように述べている。なお、引用文中の山田信道とは、明治一四年九月一二日に鳥取県令に就任し、明治二十一年一〇月一九日に福島県知事へ転任し、明治二十四年六月一五日に大阪府知事へ転任した人物である（「表一」を参照）^{*48}。また、船越衛（天保一一年生まれ、広島出身）とは、明治一三年三月八日に内務権大書記官より千葉県令に就任し、明治二十一年一月二〇日に元老院議官へ転任し、明治二十三年五月二一日に石川県知事へ転任し、明治二十四年四月九日に宮城県知事へ転任した人物である^{*49}。引用文中のように、石井が岩手県令、山田が鳥取県令、船越が千葉県令、籠手田が島根県令であった時期は、明治一八年九月四日〜明治二十九年七月一九日であり^{*50}、地方官会議は毎年春に開かれていた

ことから、引用文中の同会議は明治一九年のものであると見られる。

私は初め内務省土木局長を奉職して居りましたが、明治十七年二月岩手県令に任ぜられました。赴任してから地方の様子を視る為に県内を巡廻し、学校なども悉く巡つて見ました。師範学校は無論の事、中学校、小学校をも巡廻して見ましたが、教育の主義といふものが那邊にあるのか、一般の風潮を総合して見ますと、どうも変な空気が漂うて居るやうに考へられる。例へば小さい事ではありますが、我が日本では、昔から児童は、勇者といへば鎮西八郎とか源義経とかいふ人物を語り、智者忠臣といへば楠、新田を語るといふのが習慣でありました。処がそんな風は殆ど無くなつて、欧羅巴や亜米利加の豪傑を理想とするやうな風潮が溢つて、どうも我が日本を顧みないやうな様子が萌して居る。

学校の教員なども、日本人は極めて劣等な国民である、欧米人に対しては、到底頭の上らぬ国民である、是れは日本の歴史、習慣其の他、何もかも無視して、只管に欧米に化してしまひたい、又そうしなければ駄目であるといふ様な考へであつたらしい。随つて学校教育を受けるものは、皆是れにかぶれて、そういう気風になる。私は之を見、之を聞いて、実に困つたものだと考へました。

毎年春になると地方官会議が東京で開かれる。私もそれに出て、色々他の地方の状態を聞いて見ますと、どこもこのも同じ様子である。私は実に是れでは日本将来の為に宜しくないと思ひまして、二三の信友に相談しました。一般の風潮がかうなつて来ては、日本の将来が思ひ遣られる、是は今の内に何とかせねばなるまいぢやないかといふので、丁度地方官会議の折でもあり、多数地方官が上京して居りますから、各同僚とも話し合ひまして、鳥取県令山田信道、千葉県令船越衛、島根県令籠手田安定などは大に同感で、私も此の人々と一緒に、此の事に就て奔走することに約束しました。そこで銘々手分けをして、尽力しようといふことになりました（ルビ原文）^{*51}。

この明治一九年頃の動きについて、梅溪は、「地方長官らの運動の積極化は民心の悪化を防止し建て直そうとしたもので、

当時急速に高まった政府の欧化政策に対する反動の一つの現われであった」と指摘している。^{*52}

この動きは建議の作成などには至らなかったが、明治二三年には、先の「徳育涵養ノ義ニ付建議」の作成・提出に至った。この違いは何であろうか。この会議の二か月前（明治二二年一月二四日）に山県内閣が発足したが、山県自身はそれ以前から、知事らを指揮する立場の（初代）内務大臣であった^{*53}。それゆえ、この建議には山県の働き以外の要因があったと考えられる。考えられる要因は三つある。

第一に、大日本帝国憲法の施行・帝国議会の開催を前に、様々な政治的な意見が出されていたことである。例えば、明治二三年一月三日に、板垣退助が愛国公党という自由主義政体を設ける趣意書を発表し、「夫れ藩閥政治は、封建割拠の余弊なり、立憲政体を望む者は、皆之を攻撃せざるは莫し」と唱えていた^{*54}。

「徳育涵養ノ義ニ付建議」から、知事らが、人々が「漫リニ高尚ノ言論ヲ為」すことを恐れていたことは明らかである。また、知事らは、町村長が政党に関わることも恐れて、同建議と共に作成した「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」において、町村長が政党に関わらないように、次のように訴えている。

元来町村長ハ公民ノ選挙ヨリ成立ツモノナレハ自然多数ノ党派ニ挙ケラル、ヲ以テ勢ヒ其党派ニ荷担セサルヲ得ス故ニ一方ヨリハ之ニ反対シ常ニ其町村ヲ統轄スルニ苦ミ為メニ往々政党ノ機関ト成リ其甚シキニ至テハ自カラ演舌場ニ臨ミ喋々政談スルモノアリト此ノ如キニ至テハ公益ヲ計ルコト能ハサルノミナラス常ニ紛争ノ衢トナリ終ニ町村ノ財産ヲ失フニ至ルヘシ……因テ町村長ハ政党ニ関スルコト不相成様取締方法ヲ速ニ發布セラレンコト希望ノ至ニ堪ヘス^{*55}

さらに、〈表一〉から、知事四六人中、二五人が薩摩（鹿児島一〇人）・長州（山口五人）・土佐（高知四人）・肥前（長崎三人、佐賀二人、小城一人）の出身であることがわかる。それゆえ、稲田が指摘しているように、「憲法施行、議会開設（明治二三年一月二九日―引用者注）を前に控えて、民権派の勢力の進出を内心恐れていた藩閥政府官僚の立場」にいた

地方長官らが^{*56}、知育より徳育を重視することによって、青少年を自由民権論から遠ざけようとしたと考えられる。

第二に、治外法権の撤廃を目的として、ボアソナード (Gustave Emile Boissonade, 明治政府の法律顧問としてフランスから招かれた御雇外国人) らがフランス流の急進的な民法典を編纂し、その公布 (明治二三年四月二一日) が迫っていたことである。

明治二三年の地方官会議に岩手県知事として参加した石井省一郎は、「欧米風の民法でないと治外法権の撤廃を各国が承知しないといふこと」ならば、「此の上は教育の方面でよく始末をせねばならぬ」と明治二一年から考えていた、と後に次のように述べている。

此の当時、一方に条約改正の問題がやかましくなりました。そして此の条約改正に依つて、どうしても治外法権を撤廃してしまはねばならぬ。それに就ては法律の改正を行はねばならぬ。殊に民法を改めねばならぬ、大体欧米同様の民法を実施しなければ外国の方で承知しないといふのが内閣及外務省司法省等の見込でありました。そしてソロソロ其の新民法が出来る、それに依ると、妻が夫を訴へ、子が父を訴へることが出来るといふ様な新民法、其の草稿が已に司法省に於て出来て居るといふ噂でありました。其の頃の司法大臣は山田顕義伯でした。そこで山田大臣に様子を質して見ると、是れはどうも已むを得まい、欧米風の民法でないと治外法権の撤廃を各国が承知しないといふことでした。それならば致方がない、此の上は教育の方面でよく始末をせねばならぬといふので、私も同志は、それから躍起運動を致しました。それが丁度二十一年からの事です。銘々手分をして、あちらこちらと関係の所を歩いて、現在のような有様では国家が立たぬ、何とか今の内に方針を立てねばならぬといふので、銘々激論をして巡つたやうな事でした (ルビ原文)^{*57}。

明治二三年に入り、新民法の公布が迫ってきた段階で、石井らは教育方面の「始末」の一つとして先の建議を出したと考

えられる。

第三に、過去一年間に約半数の知事が異動を経験していることである。前回の地方官会議が開かれたと見られる明治二二年春から^{*58}、明治二三年二月までに異動のあった知事は、四六人中、次の二四人である（表一を参照）。うち一人が明治二二年一月二四日以降に異動しているが、これは、同日に山県内閣が発足したと関係していると思われる。名前に「○」のある知事は、明治二三年の地方官会議で（主に徳育について議論された二月二〇〜二五日に）徳育について発言した人である^{*59}。

◎過去一年以内に初めて知事に就任した人 一人

○佐和正（青森県） ・岩崎小二郎（秋田県） ・長谷部辰連（山形県） ○小松原英太郎（埼玉県）

○浅田徳則（神奈川県） ・安立利綱（福井県） ・成川尚義（三重県） ・小牧昌業（奈良県）

・石井忠亮（和歌山県） ○桜井勉（徳島県） ・中野健明（長崎県）

◎過去一年以内に知事に就任した知事・県令経験者 一人

・折田平内（栃木県）^{*60} ○千田貞暁（新潟県） ・中島錫胤（山梨県）^{*61} ・内海忠勝（長野県）

・時任為基（静岡県） ○白根専一（愛知県） ・西村捨三（大阪府）^{*62} ・林董（兵庫県）

○鍋島幹（広島県） ○柴原和（香川県） ・勝間田稔（愛媛県） ・調所広丈（高知県）^{*63}

・樺山資雄（佐賀県）

二月二〇〜二五日の会議の正確な出席者は明らかでないが、概ね知事の四分の一は初めて地方官会議に出席した人、別の四分の一は、その府県の知事としては初めて出席した人であった。すなわち、前回と今回では、会議の出席者が大きく異なっていたのである。とりわけ、異動して間もない二四人の知事の役割は大きかったと思われる。初めて知事になった一人

は徳育の現状を見て驚き、知事・県令経験のある一三人は、徳育の衰頹が以前にいた県だけではないことを実感して慌てたのではないだろうか。

そして、知事らが徳育に積極的に動いたことは、彼らの多くが「文政天保の頃に生まれ、本格的な教育体制の下で体系的な儒教教育を授けられた世代」の人々であったことと関係していると思われる^{*64}。知事四六人中、文政生まれが二人、天保生まれが三〇人であった（表一）を参照）。石井と同じく天保生まれの高崎も、東京府内の学校（高等小学校か）の生徒が「五倫の道の何なるを知らざるもの如し」であることを、次のように嘆いている。

余モ管下学校ノ模様ヲ見ルニ実ニ悲シムヘキ有様ニテ其高等ノ生徒ニ向ヒ修身トハ何モノナルヤヲ問ふに只た品行方正とのみ答へ其他の細目は敢て答ふる能はず。五倫の道の何たるを知らざるもの如し。只是迄は開明々々とのみ走り今日に至りしは勢ひの止むへからざるも今日に於ては宜しく改良せざるへからず。余も曩に当局者に向て徳育の忽かせにすへからざることを屢々迫りたるも採用せられず止むを得ず管内学校に向て屢々説諭するも馬耳東風毫も其功を見ず。実に嘆かはしき次第なり。今にして之を涵養せされは此末如何せん^{*65}。

したがって、知事らが明治一九年頃からの教育運動の時と異なり、明治二三年に建議を出した要因は三つあると考えられる。一つ目は、様々な政治的な意見が特に出されている時期であったこと。二つ目は、急進的な民法典の公布が迫っていたこと。三つ目は、知事のメンバーが前回の会議の時と大きく替わっていたことである。

なお、梅溪は、「勅語発布計画は、明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識を歴史的根底に、また同時に国民思想の悪化に伴う教育方針の根本的確立の必要という世論および地方長官有志の教育刷新運動を契機として」いると指摘している^{*66}。この指摘の通り、当時、海外では「朝鮮事件（甲申事変のこと―引用者注）が清国と関聯し、清国にて陸海軍整備の報あり、露国が元山を窺ひ、或は対馬を窺ふとの報あり、年一年、形勢の切迫」を感じる

ような状況であった^{*67}。また、カナダ太平洋鉄道はすでに（一八八五年）開通し、パナマ運河やシベリア鉄道の建設が進められ^{*68}、「欧人が容易に力を東亜に伸ぶるを得るの時」が近づいていた^{*69}。ただし、このような状況は明治二三年に限らず、その前後数年にも当てはまるため、右の要因からは外しておく。

ここまで、府県知事一同が明治二三年に「德育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにしてきた。次の節では、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程について考察したい。

- *1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一三七〜一四八頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一六三〜一七一頁。
- *2 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、四九頁。
- *3 同右、三七頁。
- *4 吉田熊次筆記「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、国民精神文化研究所、一九三九年、四五三〜四五四頁）。
- *5 津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑会、一九二八年、六八九頁。
- *6 明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候」とある（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二二二頁）。
- *7 海後は、「教育勅語を成立させるようになった直接の動きは、明治二十三年二月に東京で開かれた地方長官会議における德育問題についての論議から発している。このことについては当時の教育勅語発布関係者の説明においても、また教育

勅語成立事情を記述した多くの著書においても明らかにされてきている。私もこれが勅語成立への発端とみてきている」と述べている（前掲『教育勅語成立史の研究』一三七～一三八頁）。

*8 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一巻、龍吟社、一九三八年、三九七～三九八頁。現在では小学生は「児童」であるが、小学教則では「生徒」とされていた。明治六年三月二日、授業は一日五時間、週四日二〇時間に變更され、それに伴って、小学教則は同年五月一九日に改正された（同右、四二〇～四二二頁）。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は208～209コマ、220コマ。

*9 同右、三九八～四〇二頁、四一八頁。明治六年五月の小学教則の改正後、下等八～七級の修身口授の授業は週一時間に減った（六～五級は變更なし）（同右、四二一～四二五頁、四三九頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、209～211コマ、219～222コマ、229コマ。

*10 修身口授の教科書については、同右、四一五～四一六頁、前掲『教育勅語成立史の研究』七四頁、前掲『教育勅語成立過程の研究』一七～二六頁を参照。『性法略』の「性法」とは、自然法のことである（前掲『教育勅語成立過程の研究』二五頁）。『泰西勸善訓蒙』の原著は、Bonnet, *Cours élémentaire et pratique de morale* であり、『修身論』の原著は、Francis Wayland, *Elements of Moral Science* である（同右、一七頁）。ウェーランドの倫理書は福沢諭吉によって移入・称揚され、訳本などは十数種類以上あり、原書も広く読まれていたと見られている（前掲『教育勅語成立史の研究』七四頁）。

*11 前掲『明治以降教育制度発達史』第一巻、四一七頁。福沢諭吉の『童蒙教草』は、西洋の修身書を倣ったものである（同右、四一五頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、217～218コマ。

*12 前掲『教育勅語成立史の研究』七四～七五頁。

*13 前掲『教育勅語成立過程の研究』二六頁。

- *14 教育令は、文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、二九〇三一頁に所収。前掲『教育勅語成立史の研究』七五頁。国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館、一九八八年、二六三頁、「教育令」の項。前掲『教育勅語成立史の研究』七六頁。
- *16 *15 前掲『国史大辞典』第四卷、二七九頁、「教学聖旨」の項。教学大旨と小学条目二件は、前掲『学制百年史』資料編、七頁に所収。海後は、「今日元田家にはこの教学大旨の草案と推定せられる文書が数種残されてゐる」と述べているが（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、五三頁）、これらの文書は現在、国会図書館憲政資料室に所蔵されている
- 『元田永孚関係文書』の「聖旨教学大旨 明治一二年七月」（資料番号110-2）、「聖旨教学大旨 草稿 明治一二年七月」（同110-3）、「教学大旨 草稿 明治一二年」（同110-4）、「元田永孚手記（前半 教学大旨草稿 後半 上野公園臨幸についての意見） 明治一二年カ」（同110-5）のことであると思われる。
- *17 前掲『教育勅語成立史の研究』七五〇七六頁。
- *18 同右、七六頁。
- *19 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、一三六頁。
- *20 前掲『学制百年史』資料編、七頁。
- *21 *22 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、三五九頁。
- *22 前掲『学制百年史』資料編、七頁。「学制」の第二章では、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女兒小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ」と定められている（同右、一三頁）。
- *23 前掲『元田永孚』一四一〜一四三頁。
- *24 井上が書いた「教育議」の草案は、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、

- 八五〇～八八頁。教育議と教育議附議については、前掲『井上毅の教育思想』、一三二頁、木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、四六五頁、本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、一九九八年、一五四頁を参照。
- *25 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、一四九頁。
- *26 同右。
- *27 同右、一五一～一五三頁。完成形の教育議は、前掲『井上毅伝』史料篇第六、八八～九〇頁にも所収。
- *28 前掲『国史大辞典』第四巻、二六三頁、「教育令」の項。
- *29 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第二巻、龍吟社、一九三八年、二五二頁、二五六頁と二五七頁の間の表。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は133コマ、136～139コマ。
- *30 前掲『明治以降教育制度発達史』第一巻、三九八～四〇二頁、四一八頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、209～211コマ、219コマ。
- *31 同右、三九八～四〇二頁。
- *32 前掲『教育勅語成立史の研究』三七九頁。
- *33 同右、三七九～三八〇頁。
- *34 「小学校ノ学科及其程度」第一〇条（『官報』明治一九年五月二五日付（第八六七号）、内閣官報局、一頁）。
- *35 前掲『教育勅語成立史の研究』三八一頁。
- *36 同右、三八三頁。
- *37 同右、三七五～三七七頁、三八四～三八五頁。
- *38 東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」（DVD番号D324）DVDの三一～五六頁。二月

*39

一七〜一八日、二〇〜二一日、二四〜二五日の議事録が残されている。二月一七日の出席者は、次の二府三四県知事である。東京、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、愛知、奈良、山梨、岐阜、長野、宮城、岩手、山形、富山、福井、島根、岡山、広島、山口、徳島、高知、香川、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖繩、鳥取。欠席者は、次の一府六県知事である。京都、栃木、三重、福島、秋田、石川、和歌山（同右、三一頁）。二月一八日の出席者は、次の三府三五県知事である。東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、千葉、茨城、栃木、三重、静岡、奈良、山梨、岐阜、長野、福島、宮城、青森、秋田、山形、石川、富山、島根、鳥取、岡山、和歌山、徳島、高知、香川、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島。同日の欠席者は、次の六県知事である。群馬、愛知、滋賀、福井、広島、山口（同右、三六頁）。記載されていない知事の出欠席、及び、二月二〇〜二五日の出欠席者は不明である。開催地は議事録に記されていないが、岩手県知事として参加した石井省一郎は後に、「毎年春になると地方官会議が東京で開かれる」と述べている（石井省一郎談「教育勅語に就て」（早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、91コマ。以下、『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』のマイクロフィルムについては、本論文序章の所蔵場所一覧を参照。

金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。大植四郎編『明治過去帳——物故人名辞典——』新訂版、東京美術、一九七一年。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年。朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年。安岡昭男編『幕末維新大人名事典』（上巻・下巻セット）、新人物往来社、二〇一〇年。日外アソシエーツ編集部編『新訂増補 人物レファレンス事典』明治・大正・昭和（戦前）編Ⅱ（二〇〇〇―二〇〇九）（二巻セット）、日外アソシエーツ、二〇一〇年。

*40 芳川頭正「教育勅語御下賜事情」（前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四五七頁）。

*41 「徳育涵養ノ義ニ付建議」（東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』」写 明治二三年二月）（DVD番号D325）DVDの二〜四頁）。この会議では徳育以外のことについても議論され、他に次の六つの建議が作成された。「小学校区域及簡易学科ヲ普及スルノ義ニ付建議」、「林制ノ義ニ付建議」、「郡長及判任官採用其他地方官々制ニ関スル事項建議」、「鉄道敷地買収ノ儀稟議」、「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」、「尋常師範学校長俸給其他ノ給与支給方ノ義ニ付建議」（同右、DVDの五〜七頁。前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの二頁、七〜三〇頁）。

*42 文部大臣への面陳は、知事らの代表者数名が行うという案もあったが、地方によって情況が異なるため、知事らは一同揃って面陳することにした（前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの五〇頁、五四頁）。

*43 前掲「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』」写 明治二三年二月「DVDの二〜三頁」。

*44 前掲「小学校ノ学科及其程度」第九条（『官報』明治一九年五月二五日付、一頁）。

*45 文部省令第九号「尋常師範学校ノ学科及其程度」第五条（『官報』明治一九年五月二六日付（第八六八号）、内閣官報局、一頁）。文部省令第一四号「尋常中学校ノ学科及其程度」第四条（『官報』明治一九年六月二二日付（第八九一号）、内閣官報局、一頁）。文部省令第八号「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科及其程度」第五条（『官報』明治二二年一〇月二五日付（第一八九八号）、内閣官報局、二頁）。

*46 文部省令第一六号「高等中学校ノ学科及其程度」第四条（『官報』明治一九年七月一日付（第八九九号）、内閣官報局、二頁）。

*47 文部省令第一七号「高等師範学校ノ学科及其程度」第九条と第一四号（『官報』明治一九年一〇月一四日付（第九八八号）、内閣官報局、二〜三頁）。

- *48 前掲『明治史料頭要職務補任録』上巻、五二六頁、五四八頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、305コマ、316コマ。
- *49 同右、四九一頁、五四四頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、287コマ、314コマ。前掲『明治維新人名辞典』八六〇頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』四五一頁。
- *50 籠手田安定が島根県令に就任してから、地方官官制の公布により県令が廃止されるまで。
- *51 前掲、石井省一郎談「教育勅語に就て」（『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、88〜92コマ。
- *52 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三五頁。
- *53 山県有朋は、天保九（一八三八）年閏四月二日生く大正一一（一九二二）年二月一日没。明治一六年一二月一二日、内務卿に就任し、内閣制度が発足した明治一八年一二月二日より内務大臣になり、明治二二年一二月二四日、現役陸軍中将のまま総理大臣兼内務大臣に就任した。明治二三年五月一七日、内務大臣の兼任を辞め、同年六月七日、陸軍大将に就任した。明治二四年四月九日、総理大臣の辞表を提出し、同年五月六日、元勲優遇の詔書を受けて元老になった（前掲『明治史料頭要職務補任録』上巻、八三〜八四頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、82〜83コマ。徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中巻、山県有朋公記念事業会、一九三三年、一〇八八頁。藤村道生『山県有朋』吉川弘文館、一九六一年、一二九頁。前掲『明治維新人名辞典』一〇二八頁。岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第二版、岩波書店、一九八四年、一二六頁）。
- *54 三宅雪嶺『同時代史』第二巻、岩波書店、一九五〇年、四一〇頁。愛国公党は明治二三年五月五日に結党したが、同年八月四日に立憲自由党の結成のために解党した（前掲『近代日本総合年表』第二版、一二二〜一二四頁）。
- *55 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの二六頁。各府県知事総代の東京府知事より内務大臣宛。

*56 稲田は、「徳育涵養ノ義ニ付建議」の中で知事らは、「実業を軽んじみだりに言論をなし長上を凌ぎ、社会の秩序を紊乱し国家を危うくするに至る、と当時の青少年の既成の権威に従順でない傾向があることを極度に憂えており、そしてそれは明治初年以来の智育偏重の弊としているが、ここに憲法施行、議会開設を前に控えて、民権派の勢力の進出を内心恐れていた藩閥政府官僚の立場からの教育観がよくあらわれているといえるであろう」と述べている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一六九頁）。

*57 前掲、石井省一郎談「教育勅語に就て」（『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、95〜98コマ。同史料の文末に「大正十一年三月四日訪問、編修官上野竹次郎筆記」とある（同右、103コマ）。

*58 石井は、「毎年春になると地方官会議が東京で開かれる」と述べているが（同右）、明治二二年の開催日は不明である。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、91コマ。

*59 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの四三〜五六頁。徳育について他に発言した人は、石井省一郎（岩手県）、松平正直（宮城県）、高崎五六（東京府）、籠手田安定（島根県）、安場保和（福岡県）、富岡敬明（熊本県）、西村亮吉（大分県）である。

*60 折田平内は、明治一五年七月一三日から明治一九年七月一九日まで山形県令、明治一九年七月一九日から明治二一年一〇月一四日まで福島県知事であった（警視総監へ転任）（前掲『明治史料顕要職務補任録』上巻、五二六頁、五三六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、305コマ、310コマ。

*61 中島錫胤は、明治二年五月二一日から同年六月一日まで兵庫県知事、明治三年九月二日から明治四年一月一日まで岩鼻県（現群馬県南部）知事であった（同右、四七三頁、四八六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、278コマ、285コマ。

- *62 西村捨三は、明治一六年一二月二日から明治一九年四月二七日まで沖縄県令であった（内務省土木局長へ転任）（同右、五八五頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、334コマ。
- *63 調所広丈は、明治一五年四月八日から明治一九年一月二六日まで札幌県令であった（元老院議官へ転任）（同右、五八八頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、336コマ。
- *64 渡辺和靖『明治思想史——儒教的伝統と近代認識論——』増補版、ペリかん社、一九八五年、四四頁。
- *65 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの四四頁。
- *66 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』五〇頁。引用文中の、「明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識」とは、「東亞殊に朝鮮をめぐる戦争の危機意識」のことであると見られる（同右、四九頁）。
- *67 前掲『同時代史』第二卷、三九二頁。
- *68 パナマ運河は一九一四年、シベリア鉄道は一九一六年に完成した。
- *69 前掲『同時代史』第二卷、三四六頁。

第二節 中村正直草案の推敲過程

前節では、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、府県知事一同が明治二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。本節では、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直（元老院議官）ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある中村らの考えを従来の研究より明らかにしたい。

なお、教育勅語の起草に至った事情については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

明治二三年二月に「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出された頃、閣議でも「何等か道徳上の大本を立て、民心を統一せん」と¹が問題になり、「遂に畏多くも叡慮を煩はし奉るに至り、間もなく教育上の箴言を編むべしとの大命」が榎本武揚（文部大臣）へ下った¹。

ところが、山県有朋から「理化学ニ興味ヲ有セシガ徳教ノコトニハ熱心ナラズ」と見られていた榎本は²、結局この件に着手せず、同年五月一七日、彼に代わって芳川顕正が文部大臣に任ぜられた³。芳川の文部大臣就任は、山県が周囲の反対を押し切って実現させたことであり、これに元田永孚が関わっていたと見られている⁴。佐々木高行の日記に次のように書かれている。

五月二十八日 山王茶寮会にて⁵、海江田いふ、過日三浦安来り曰く、此度陸奥芳川の大臣に任ぜられたるは甚だ不レ可レ然と存候、任ぜらるゝ前に洩れ聞きたるゆゑ、山県大臣に面会して然るべからずと申述べたれども採用なかりし。：

：一同種々議論ありたれども、陸奥芳川兩人は、大臣の任は不当と申す事は同論なれども、此上、奏上して免職の義は至難の事なり……

五月三十日 枢密院に出勤

元田翁内話に、芳川陸奥兩大臣被_レ任候義に付ては、深く思召被_レ為_レ在、山県まで兩人大臣登用如何哉、……芳川も人望無_レ之旨、今日兩人の処、篤と思慮可_レ致との事にてありたれども、山県より強て申上候由。其の申上候次第は、……芳川も内務大臣には迎も相勤まり不_レ申候得共、文部大臣に候へば、有朋の処にて指揮仕候はゞ、同人は如何とも相成候、教育の事は至極大事にて、榎本へも屢々申談じ候て、向來の規定の義相立ち候筈なれども、同人は兎角因循にて抄々敷無_レ之候間、芳川の人物は十分には無_レ之候へども、有朋の考へ通り相成候間、大原則を為_レ立候はゞ、文部大臣の交代にも不_レ拘、其御趣旨被_二相行_一候様に可_二相成_一に付、榎本にては迎も被_レ行不_レ申候間、芳川御採用相成度と、再三申上候事にて、遂に御許容相成候由^{*6}。

元田らは「人望無_レ」い芳川の文部大臣就任に反対していたが、山県は因循な榎本より、「人物は十分には無_レ之候へども、有朋の考へ通り」に動く芳川が文部大臣になった方が、「向來の規定の義」（「教育上の箴言」の起草のことと見られる）を進められると考えて、侍講兼枢密顧問官という天皇に近い立場の元田に、芳川の文部大臣就任への同意を強く求めたのである。

海後は芳川の文部大臣就任について、「芳川内務次官を文部大臣に任官して勅語起草へ拍車をかけたのは山県である。山県が内務大臣であった際に芳川が内務次官としてその下で努めるところがあったことと、勅語成立のためには山県の意向を受けて働くことのできる関係にあるものをということで芳川が選任された」と指摘している^{*7}。

そして、芳川は文部大臣就任の際に、「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けたのであるが、梅溪は、「箴言編纂の沙汰が発せられたことについても山県の熱意もさることながら、元田が側面から熱

心に慙慙した」と推察している^{*8}。芳川は後年、次のように語っている。

二十三年の五月、当時内務次官であつた余は新たに大臣の榮任を拝せんが為に参内したれば、任文部大臣の大命が下ると、それに引續いて、教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰が下つた、尚ほ此事に就いては、宜しく総理大臣と協議して、其宜を失ふ勿れと云ふ旨も諭させられたのである、此の時には教育勅語と云ふ稱謂は無く、教育上の箴言と仰せられたのであり、……謹んで御請し、列席せられた山県総理大臣と共に、内閣へ下つたのであつた^{*9}。

山県は右の「御沙汰」について、「芳川ガ文部大臣ニ親任セラルルニ際シ例ノ如ク『文部大臣ニ任ス』トノ御詞アリシ後ニ徳教ノコト二十分力ヲ致セトノ御趣旨ノ御詞アリ此レ実ニ珍ラシキコトナリ」と述べている^{*10}。

岩本努は、「一八八九年から一八九〇年にかけての米騒動に関する数多くの先行研究の資料」から、「この期の米騒動の最大のピークとされる時期（一八九〇年四〜七月―引用者注）と教育勅語の制定作業が佳境に入っている時期とが見事に一致する」と指摘している^{*11}。そして、彼は、米騒動は「明治天皇―山県―芳川ラインを（教育勅語の―引用者注）制定へと突き動かすもの」であつたのであり^{*12}、「米騒動を抜きにしては教育勅語の早急な作成はなかつた」と論じている^{*13}。

しかし、本節では、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかつたと考える。なぜなら、明治二三（一八九〇）年四〜七月という時期は、すでに芳川が天皇から箴言編纂の御沙汰を受けた後であり、それに速やかに従うことは、むしろ当然であるからである。

ところで、国語辞典によれば、「箴言」とは戒めや教訓となる言葉のことであり、短いものである場合が多い。だが、これから見えていくように、中村ら文部省関係者による草案は一〇〜一三行野紙で五〜七頁、元田による草案も、前半のものは一〇行野紙で一〇〜一一頁あり、完成形の教育勅語でさえ三一五文字ある。

また、教育上の「箴言」を指す言葉として、井上毅は「教育勅語（または勅諭）」^{*14}、「教育勅諭」^{*15}、元田は「教育勅諭（または勅諭）」^{*15}、山県有朋は「教育ニ関する勅諭（または勅諭）」^{*16}、芳川顕正は「勅語」を用いている^{*17}。つまり、起草者は「箴言」「勅語」「勅諭」の区別を特にしていなかったと見られる。

ここまで、教育勅語の起草に至った事情について確認してきた。

これから中村ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号5（本論文での「中村草案一」）を基にして推敲された七種九編の草案を、先行研究と同様に「中村草案」と称する（付録一を参照）。

稲田は、この七種の草案のうち、本論文での「中村草案六」には触れず、それ以外の六種を「中村正直案」と称している。稲田は、佐々木高行が明治二三年一〇月三一日の日記に、「勅語の草稿を井上毅へ内命の処、同人は心配にて相断り申候、夫より学者中の西村茂樹又中村正直其他へも相談相成候」と記していることと^{*18}、稲田自身が、「西村が起草したと思われるものは全く残っていない」と見ていることから、「芳川顕正が文部大臣に就任して間もなく徳教上の箴言（教育上の勅諭）の草案の起草が始められ、最初はかつて東京大学教授をつとめ当時元老院議官であった中村正直が依嘱されて草案を作成した」と見ている^{*19}。

そして、海後は、「中村正直案」と書かれた草案（本論文での「中村草案六」）があることから、右の七種の草案を「中村正直草案」と称している^{*20}。梅溪昇も同じ草案を根拠に、文部省は中村に勅語の起草を依嘱したと捉えているが^{*21}、他の六種の草案には触れていない。

教育勅語の起草者については、右の佐々木の日記が残されている他に、渡辺幾治郎が、「西村茂樹・川田剛・中村正直・三島毅などいふ、学者文章家の意見を徴し、修正を求めたともいはれる。三島毅が有力な進言をしたことがある」と述べている^{*22}。右の七種の草案では、「天ヲ畏レ」「神ヲ敬フ」ことが強く説かれており、西村^{*23}・川田^{*24}・中村・三島の中で^{*25}、最

もそのように説きそうな人物は、唯一キリスト教徒である中村であろう。

確かに、中村は、「思想家としてまた名文を書きおろすことのできる学者の第一人者と認められていた」だけでなく^{*26}、「我が国家をして真に文明の域に進ましめようと欲するならば、必ず先づ国民の精神を根本から改造し、道徳心を教養して、精神的基礎を据えなければならぬと……福沢の物質的文明論に相對して、あくまでも精神的文明論を主張した」と見られている人物である^{*27}。文章が上手く、国民の精神養成を重視する中村が教育勅語の起草者として選ばれたことは、海後が言うように、「当時としては極めて至当なこと」であったと思われる^{*28}。

ただし、『芳川顕正関係文書』の中にある、「中村敬宇先生書」と書かれた付箋のある文書（資料番号29、「勅語衍義序文稿」と同じ筆跡が^{*29}、右の七種九編の草案の中に見つからない。この文書が代筆されたものであるとも考えられるし、右の「中村正直案」と書かれた草案があることから、中村が教育勅語の起草に関わっていたことは確かであるが、筆跡から、彼がどの程度、起草に関わっていたかを明らかにすることはできない。

中村草案は結局、国民に広められることにはならなかったが、教育勅語草案の原点として非常に大きな意味を持つものであると考える。それでは、これから九編の中村草案を七段階に分けて考察していく。

中村草案一

中村草案の中で最初に書かれたと見られている草案は^{*30}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号5であり、これを「中村草案一」とする。本節では、中村草案が先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討した結果、その順番に間違いないと判断した。草案一は一二行罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。稲田は、草案一には「中村自身によっていくらかの加筆訂正がなされている」と述べている^{*31}。

しかし、先に述べたように、草案一の筆跡が中村のものであると断定することはできない。つまり、この草案が中村による原本であるのか、文部省関係者による写しであるのかは明らかでないのである。もし草案一が写しであれば、関係者が写

しを作成する際に修正を加えたとも考えられる。

修正前の草案一をすべて判読することはできないため、ここでは修正後の草案一を示しておく。

草案一には、上欄外に墨で二つの△印が付けられている。この△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表していると見られる。だが、その二つの段落の文章も次の草案二に書かれているため、ここでは△印と共に全文を挙げておく。以下、それぞれの【草案】の上にある算用数字は、その草案の行数を示すために引用者が便宜的に付けたものである。

【中村草案一】

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ実ニ天ニ出ツ我国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父タル万世一系ノ帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スヘキ職分ヲ尽シ天意ニ叶フコトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ対スル所ニ別アレドモ誠ヲ致スニ別アル事ナシ故ニ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ得テ道ル可カラス又忠孝ヲ尽ス時ハ自ラ天意ニ叶ヒ幸福ハ求メスシテ来ルモノゾ或ハ不運ニシテ忠孝ノ為ニ禍ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其忠

孝ノ美名ハ千載ノ後ニ伝ハリテ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ叶フガ故ナリ

忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人々固有ノ性ニ生スサレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々刮レハ愈々顕ハレ其体ヲ消滅セザル限リハ之ヲ除キ去ルコト能ハサルガ如ク人タル者ニ其生アラン限リハ畏天敬神ノ心ハ消滅スベカラザル者ナリ此心ノ発動ハ君父ニ対シテ忠孝トナル其忠孝ノ心ヲ

△ 拈メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ万善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ
深夜暗室ノ中ニ在テ発生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ発覚シ掩ヘトモ掩ハレス隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ

応シ影ノ形ニ従フガ如シ天人一致内外洞徹顕微間ナシトハ即是ナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハデハアルベキ

15

△

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬フニハ先ツ我心ヲ清浄ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清浄ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキノ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレハ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

20

立憲政体ノ下ニ立ツ今日ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛國ノ義ヲ専ラニ心掛ケヨ愛國ノ義ハ誠ヲ尽シテ天意ニ叶フニ在レバ常ニ仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完全ナル國民トナリテ益々我国ノ品位ヲ進メ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

自治独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪エ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

25

天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ悪ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ツ去レハ勸善懲惡ノ教ヲ奉シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々忽ニス可カラザル務ナリ故ニ其奉スル所ノ何教タルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ尽サント誓フ者ハ皆尽ク善良ナル我国ノ臣民ナルゾ

30

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥チザルノ萌モアラハ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ自治独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕ガ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ己ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ

中村草案二

中村草案一の次に書かれたと見られている草案は^{*32}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号2であり、これを「中村草案二」とする。草案二は文部省の一三行罫紙（中央下部に「文部省」と印字された罫紙）五頁に墨で書かれ、部分的に朱と黒鉛筆で修正と「」と囲み○を加えられている。「」や○で囲まれた言葉が次の草案三にないことから、この「」や○は削除を意味していると見られる^{*33}。

草案二の本文（墨書き）は修正後の草案一とかなり異なっているため、海後が推測しているように、「草案一から直ちに草案二が成立したのではなく、その間に今日伝えられていない修正草案があった」と思われる^{*34}。教育勅語草案の中には他にも、文章が前の段階から大きく変わっているものがあり、下書きのような修正草案は多数あったと思われる。だが、証拠はなく、また、このような大事な文章を書く際に、下書きをすることはむしろ当然であるため、以下、下書き草案の有無についての推測は省くことにする。

そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二の本文は中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に文章を書いた人物は別人であるかもしれない。なお、先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

中村草案一から草案二への修正点は次の通りである。（書き改め）は中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）が草案二を書く際に改めた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分、（黒鉛筆）は黒鉛筆で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

以下、本論文では、直前の草案、あるいは、直前に修正した人との違いを明確にするため、同じ人が同じ草案で行った修正の途中経過（その人が考えをまとめていった過程）についての考察は省くことにする。そして、各草案において修正者などのように考えてその修正を加えたのか、できる限り推測し、「・」の下に記しておく。また、修正者がある修正について注や別案を挙げている場合、それを「※」の下に示しておく。（ ）内の行数は、その前に引用した草案における行数であ

る（例えば、左の①の場合、「忠孝」は先に示した【中村草案一】の一行目に書かれている）。

- ① 「忠孝」（1行目）↓「忠孝ノ道」（書き改め）
- ② 「原ハ実ニ天ニ出ツ我国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父タル」（1行目）↓「原実ニ天ニ出ツ皇国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレハ」（書き改め）
- ③ 「帝室」（1行目）の前で改行した。
- ④ 「天意ニ叶フ」（2行目）↓「自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フ」（書き改め）
- ⑤ 「君ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ対スル所ニ別アレドモ誠ヲ致スニ別アル事ナシ」（3〜4行目）↓「君ニ対シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云イ父ニ対シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云フ対スル所ニ別アレトモ誠ヲ致スノ心ニ別アルコトナシ」と書き改めてから、朱の「」でくくった（削除）。
- ⑥ 「得テ道ル可カラス」（4行目）↓「獲テ道ル可ラズ」（書き改め）
- ⑦ 「叶ヒ幸福」（5行目）↓「合イ福祉」（書き改め）
・「福祉」という言葉は、その後、元田草案でも井上草案でも使われていない。
- ⑧ 「不運」（5行目）↓「不幸」（黒鉛筆）
- ⑨ 「禍」（5行目）↓「禍害」（書き改め）
- ⑩ 「忠孝ノ美名ハ千載ノ後ニ伝ハリテ」（5〜6行目）↓「美名ハ万世ノ後マデモ伝ハリ」（書き改め）
- ⑪ 「叶フ」（6行目）↓「合フ」（書き改め）
- ⑫ 「忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人々固有ノ性ニ生スサレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々刮レハ愈々顕ハレ其体ヲ消滅セザル限リハ之ヲ除キ去ルコト能ハサルガ如ク人タル者ニ其生アラン限リハ畏天敬神ノ心ハ消滅スベカラザル者ナリ此心ノ発動ハ君父ニ対シテ忠孝トナル其忠孝ノ心ヲ括メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ万善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ」（7〜10行目）↓「天ヲ畏レ神ヲ敬

フノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ斯心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ道義ノ根元ナリ」(書き改めと黒鉛筆)

・「万善ノ本源」では、「en」の音が続いてきれいでないため、「本源」を「本」に改めたのであろう。

⑬ 「天」(11行目) ↓ 「天神」(朱)

・「天」と「神」の両方を掲げて、神をより尊重する形に改めた。

⑭ 「如シ」(13行目) ↓ 「如ク」(黒鉛筆)

⑮ 「間ナシトハ即是」(13行目) ↓ 「間ナキ」(黒鉛筆)

⑯ 「慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハ」(13～14行目) ↓ 「慎マ」(朱)

⑰ 「世間」(17行目) ↓ 「他人」(黒鉛筆)

⑱ 「立憲政体ノ下ニ立ツ今日ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛国ノ義ヲ専ラニ心掛ケヨ愛国ノ義ハ誠ヲ尽シテ天意ニ叶フニ在レバ常ニ仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完全ナル国民トナリテ益々我国ノ品位ヲ進メ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ」(18～20行目) ↓ 「善ヲ好ミ悪ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」(書き改め)

⑲ 「堪エ」(22行目) ↓ 「堪へ」(黒鉛筆)

・送りがなをこの文章の他の箇所と揃えた。

⑳ 「ヨ」(23行目) ↓ 黒鉛筆の○で囲んだ(削除)。

・この前に「決シテ」という強調する言葉があるため、それを受けて、「知レヨ」より「知レ」と言葉を強めたの

であろう。

②「天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ悪ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ツ去レハ勸善懲惡ノ教ヲ奉シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々忽ニス可カラザル務ナリ故ニ其奉スル所ノ何教タルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ尽サント誓フ者ハ皆尽ク善良ナル我國ノ臣民ナルゾ」(24〜26行目) ↓「立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ」(書き改め)

・「拳々服膺」という言葉は、完成形の教育勅語でも使われている^{*35}。

②「進メ」(29行目) ↓「修メ」(黒鉛筆)

③「我國ヲ」(30行目) ↓「我國ヲシテ」(黒鉛筆)

中村(の意見に基づいて、実際には文部省関係者か)による修正後の中村草案二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分、——は黒鉛筆で修正を加えられた部分を示す。以下、本論文で引用する各【草案】中の丸数字は、その草案の考察における修正番号に対応する。

【中村草案二】

① 忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニシテ其原実ニ天ニ出ヅ皇國ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレハ万世一系ノ

③ 帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スヘキ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フコトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ ⑤ 故ニ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ遁ル可ラズ又忠孝ヲ尽ス時ハ自ラ天意

ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非サレトモ其美名ハ万世ノ後マデモ

伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故ナリ

⑩ 天ヲ畏レ神ヲ敬フノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々

頭ハレ出ヅ斯心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ道義ノ根元ナリ

10

深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天神ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺シ掩ヘトモ掩ハレズ隱セトモ隱サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ從フガ如ク天人一致内外洞徹頭微間ナキナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬フニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清淨ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキソ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレハ他人ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ

20

自治独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ

立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

25

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ自治独立ノ良民トナルコト

モ亦難カルベシ朕ガ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ己ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ

中村草案三

中村草案二の次に書かれたと見られている草案は^{*36}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号4であり、これを「中村草案三」とする。草案三は文部省の一三行罫紙五頁に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられ、上欄外に墨で注を書かれている。

稲田は朱での修正を、「文部大臣の芳川自身の筆跡のように」見ている^{*37}。この朱での修正と、芳川が他の草案に加えた修正——「井上草案四——」における紫での修正^{*38}——を比べると、両者の筆跡は同じであると見られる。そのため、稲田が言うように、芳川が朱で修正を加えたと見てよいだろう。

ただし、墨での注記の筆跡は、朱文字の筆跡と異なっている。また、草案三の本文は、修正後の草案二から一か所を改められている。墨での注記・修正と本文は、芳川の意見に基づいて文部省関係者が書いたものであると思われる。

中村草案二から草案三への修正点は次の通りである。（書き改め）は芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案三を書いた際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分、（朱）は芳川が朱で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「大本ニシテ其原実ニ天ニ出ヅ」（1行目）↓「大本ナリ」（朱）
- ② 「愧ズ天意ニ合フ」（2行目）↓「愧ザル」（朱）
- ③ 「故ニ」（3行目）の後に、「臣子ニシテ」を加えた（朱）。
- ④ 「受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故」（5行目）↓「受クベキ」（朱）
- ⑤ 「天ヲ畏レ神ヲ敬フ」（6行目）↓「敬神」（朱）
- ⑥ 「道義」（7行目）↓「教育」（朱）
- ⑦ 「在テ発生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天神ノ昭臨スル所ナレ

「バ」(9〜10行目) ↓ 「生ズル一念ハ其善其惡天地神明ノ昭臨スル所ニシテ」(朱)

⑧ 「敬フ」(12行目) ↓ 「敬セン」(朱)

⑨ 「他人」(14行目) ↓ 「世間」(書き改め)

・「真ノ仁愛」が向かう対象として、「他人」では狭いと考え、より広い他人という意味で「世間」に改めたのであろう。

⑩ 「自治」(18行目と26行目に一つずつ) ↓ 削除(一つ目は墨)と朱、二つ目は墨)

・「自治」はそれまで、日本が国際社会で自治・独立する、という意味で草案に入っていた。だが、藩閥政府の一員である芳川は、「自治」は国民に、自分たちで国を治めることや自由民権論を連想させるのではないかと恐れて、これを削除したのであろう。

⑪ 「立憲政体ノ下ニ立ツ」(21行目) ↓ 削除(朱)

・この削除の理由として、①勅語と憲法・政治を分けようとしたから、②「立憲政体」を重視していなかったから、という二つが考えられる。削除の仕方を見ると、墨で傍点を付けられてから朱で消されており、熟考した跡が見られる。もし「立憲政体」を重視していなければ、熟考することはなかったであろう。つまり、②の理由ではない。

その一方で、芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上毅宛書簡で、教育勅語の下賜方法は「政治的之方法ヲ脱シ」、「師範学校へ御臨幸之序、偶然御下賜相成候より他ニハ良法ハ有之間布ト致確信」と述べており^{*39}、その後、宮中での下賜が決まっただけから、高等師範学校での下賜(政令や勅令の場合とは異なる方法での下賜)を山県と共に再度上奏している^{*40}。それゆえ、芳川は①の理由から、「立憲政体ノ下ニ立ツ」という言葉を削除したと考えられる。

⑫ 「人民」(22行目) ↓ 「良民」(朱)

⑬ 「対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ」(23行目) ↓ 「対峙ノ今日ニ在テハ」(朱)

・ 諸外国を必要以上に刺激しないように、「対立」という動的な表現をやめて、もう少し静的な表現である「対峙」に改めたと思われる。また、天皇の言葉が戦争を引き起こすようなことがあつてはならないと考えたのであろう。

⑭ 「己」(27行目) ↓ 「身」(朱)

※ 「国ノ強弱ハ国民ノ品行ニ係ルヲ以テ」(23行目) に修正はないが、墨の「」でくくられた、「我国固有尚武ノ氣象ヲ養成スル云々」という注記がある。

・ 注記があるということは、その箇所——「国ノ強弱」——への関心が強いということである。この背景には、前節で述べたように、甲申事変やカナダ太平洋鉄道の開通など、国際環境の変化があると見られる。

芳川(と文部省関係者)による修正後の中村草案三は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分を示す。

【中村草案三】

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ナリ^①皇国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレバ万世一系ノ

帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スベキ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧ザル^②コトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ故ニ臣子ニシテ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ道ル可ラズ又忠孝ヲ尽ス時ハ

自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其美名ハ万世ノ

後マデモ伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受クベキナリ^④

敬神ノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ斯

心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ教育ノ根元ナリ^⑥

10

深夜暗室ノ中ニ生ズル一念ハ其善其惡天地神明ノ昭臨スル所ニシテ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺シ掩ヘトモ掩ハレズ
 隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ従フガ如ク天人一致内外洞徹頭微間ナキナリ之ヲ知ラバ人々
 争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬セ^⑧ニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清
 淨ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ
 忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ
 国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝国ヲ愛護シ帝室
 ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

⑩ 独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベ
 シ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タ
 ルモノ、任ナリト知レ

20

⑪ 今日皇国ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナ
 ル良民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

25

⑬ 国ノ強弱ハ国民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対峙ノ今日ニ在テハ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛
 ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ
 人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラ
 バ其禍ハ忽ニ我国ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ⑩ 独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕
 カ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ身ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ

中村草案四

中村草案三の次に書かれたと見られている草案は^{*41}、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号3であり、これを「中村草案四」とする。草案四は文部省の一〇行野紙七頁に墨の「浄書字体をもって」書かれ^{*42}、部分的に朱で修正を加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。

草案四の本文は修正後の草案三と異なっており、その上から朱で修正を加えられている。すなわち、草案四では、本文を書く際の修正と朱での修正の、二段階の修正がなされている。海後は、この本文を書く際に修正した人物については明記していないが、朱で修正を加えた人物については、その修正された字句から、「芳川文相又は他の関係者」と見ている^{*43}。

しかし、本節では、二段階の修正はすべて、中村の意見に基づいてなされたと考える。まず、草案四の本文を書く際の修正についてであるが、これから考察するように、その本文は修正後の草案三から大きく改められている。そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。また、その修正の中には、和より個人を重視する西洋の思想が見られるものもある。そのため、草案四の本文は、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に本文を書いた人物は別人であるかもしれない。

中村草案三から草案四への一回目の修正点は次の通りである。これらは、中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）が草案四を書く際に改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「道ハ人倫ノ大本ナリ」（1行目）↓「二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ」
- ② 「皆是レ朕ガ臣子」（1行目）↓「朕力恵愛スル所ノ臣民」
- ③ 「帝室」（2行目）の前で改行しなかった。
- ④ 「対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スベキ」（2行目）↓「対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ」
- ⑤ 「愧ザルコトヲ務ムベシ」（2行目）↓「愧サルヲ務ムベキナリ」

- ⑥ 「故ニ臣子ニシテ君父ニ対シテ」(3行目) ↓ 「臣子ニシテ若シ君父ニ対シ」
- ⑦ 「獲テ道ル可ラズ」(3行目) ↓ 「得テ逃ルベカラズサレバ」
- ⑧ 「時ハ自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ」(3〜4行目) ↓ 「トキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ」
- ⑨ 「為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其美名ハ万世ノ後マデモ伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ」(4〜5行目) ↓ 「タメニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チズ後世子孫必ラズ」
- ⑩ 「性ニ」(6行目) ↓ 「性ヨリ」
- ⑪ 「如シ」(6行目) ↓ 「如ク」
- ⑫ 「斯心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレ」(6〜7行目) ↓ 「斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘ」
- ⑬ 「本ニシテ」(7行目) ↓ 「本源ナリ」
- ⑭ 「其善其惡天地神明ノ昭臨スル所ニシテ自ラ」(8行目) ↓ 「ソノ善ソノ惡皆天地神明ノ昭監スル所ニシテ」
- ⑮ 「面前ニ發覺シ掩ヘトモ掩ハレズ隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ従フガ如ク」(8〜9行目) ↓ 「前ニ發現シテ掩フベカラズ」
- ⑯ 「間ナキナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ」(9〜10行目) ↓ 「間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レザルヘケンヤ」
- ⑰ 「吾心」(11行目) ↓ 「吾ガ心」
- ⑱ 「者ナリ天ヲ畏レ」(11行目) ↓ 「ナリ天ヲ敬シ」
- ⑲ 「我心ヲ清淨ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清淨ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモ」(11〜13行目) ↓ 「吾ガ心ヲ清淨純正ニセザルヘカラズ苟モ吾ガ心清淨純正ナラザルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天

意ニ協ハズ君父ニ対シテ忠孝トナラズ世間ニ向ヒ仁愛トナラズ信義ト」

⑳ 「為メ」(14行目) ↓ 「タメ」

㉑ 「何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ」(15行目) ↓ 削除

㉒ 「独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ」(17、19行目) ↓ 削除

㉓ 「益々」(20行目) ↓ 削除

㉔ 「良民」(21行目) ↓ 「人民」

㉕ 「親ミ敬ハ」(21行目) ↓ 「望ンデ畏レ敬セ」

㉖ 「期スベシ」(21行目) の後で改行して、「独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以テ一身一家及び社会ノ福祉ヲ造ルベシコレ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌベカラズ」を加えた。

㉗ 「国民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対峙ノ今日ニ在テハ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ」(22、23行目) ↓ 「人民ノ品行ニ係ルコトナレバ今日万国対峙ノ世ニ在テハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンジ」

㉘ 「一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ」(23行目) ↓ 削除

・この修正には、和より個人を重視する西洋の思想が見られる。それに対して、第二章で考察するように、井上草案では草案一から完成形の草案二〇まで、「夫婦の和」と「兄弟の友」が一貫して説かれている。「父母への孝」は中村草案と井上草案に共通して説かれているが、一家の和が国家の和の元であるという考え方や、「和を以て貴しとなす」という考え方は、この修正によって中村草案からなくなったと言える。

㉙ 「品行ヲ修メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報国ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ

【一回目の修正後の中村草案四】

中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）による一回目の修正後の中村草案四は次の通りである。傍線のは書き改められた部分を示す。

詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我国ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕カ臣子タランモノハ深ク畏レ痛ク誠メ身ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ」（23～26行目）↓「尊貴ナル品行ヲ植立スルヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメザルコトヲ務ムベシ然ラザレバ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルベシ深ク畏レ痛ク誠メサルベケンヤ」

・⑳の修正について、稲田は、「万国対峙の状況下において自国が強者の餌とならぬよう人民各自の努力を強調したのである」と指摘している。⁴⁴この背景には、「中村草案三」の考察で述べたように、国際環境の変化があると見られる。

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ朕カ^②惠愛スル所ノ臣民ナレバ万世一系ノ^③帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧サルヲ務ムベキナリ^⑤

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ得テ逃ルベカラズサレバ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノタメニ禍害ヲ蒙ルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チズ後世子孫必ラズ其^⑧余慶ヲ受クヘキナリ

敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ^⑩

斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ^⑫

深夜暗室ノ中ニ生ズル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ昭監スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フベカラズ天^⑭

人一致内外洞徹頭微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レザルヘケンヤ^⑬
 吾ガ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ヅ吾ガ心ヲ清浄純正ニセザルヘカラズ苟モ吾ガ^⑭
 心清浄純正ナラザルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハズ君父ニ対シテ忠孝トナラズ世間ニ向ヒ仁愛トナラズ信義^⑮
 トナラザルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノタメ^⑯
 国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ^⑰苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者
 ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ^⑱
 今日皇国ノ臣民タルモノハ^⑲忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人^⑳
 民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンデ畏レ敬セシムルヲ期スベシ^㉑
 独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以テ一身一家及ビ社会ノ福祉ヲ造ルベシコレ即チ人々
 自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌベカラズ^㉒

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレバ今日万国対峙ノ世ニ在テハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンジ勤儉ヲ務メ^㉓
 剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシメザルコトヲ
 務ムベシ然ラザレバ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコ
 ト能ハサルベシ深ク畏レ痛ク誠メサルベケンヤ

右の形になった草案四に、朱で修正が加えられており、海後は、「草案四の（朱での―引用者注）修正は極めて限られた
 ものであり、以前の草案にあった字句にもどしているところから、文部省内においてこの草案に手をふれていた芳川文相又
 は他の関係者による修文」であると見ている^{*45}。確かに、字句については、一度別の言葉に変えた所を、朱で元の言葉やそ
 れに似た言葉に直している所がある。

しかし、上欄外に朱で、「罪ヲ天ニ得ルノ天及天心ノ天ハ上ノ又ヨリ見ルトキハ罪ヲ君父ニ得ルトナリ君父ノ心ニ合フトナルノ嫌アラン」、すなわち、君父より天が上に位置しているという趣旨の注記があり、ここに西洋の思想が見られる。そのため、草案四における朱での修正は、本文を書く際の修正と同じく、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に朱書きをした人物は別人であるかもしれない。

中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）は一回目の修正後の中村草案四に、さらに次のように朱で修正を加えた。

- ① 「朕カ恵愛スル所ノ臣民ナレバ」(1行目) ↓ 削除
- ② 「愧サル」(2行目) ↓ 「愧チサルコト」
- ③ 「タメ」(4行目と13行目と14行目に一つずつ) ↓ 「為メ」
- ④ 「必ラズ」(5行目) ↓ 「必ス」
- ⑤ 「敬神」(6行目)の前に、「敬天」を加えた。
 - ・ 草案二における修正と同様に、「天」と「神」の両方を掲げて、神をより尊重する形に改めた。草案四の一回目の修正に続き、ここにも西洋の思想が見られる。
- ⑥ 「昭監」(8行目) ↓ 「照臨」
 - ・ 「昭監」という言葉は一般的に使われていないため、神仏が人々を見守るという意味の言葉に改めたのであろう。
- ⑦ 「故ニ」(14行目)の後に、「何ノ教規ニ服スルヲ問ハス」を加えた。
- ⑧ 「敬セシムル」(17行目) ↓ 「敬セシムルコト」
- ⑨ 「国タル」(18行目) ↓ 「国タルコト」
- ⑩ 「コレ」(18行目) ↓ 「是レ」
- ⑪ 「在」(20行目) ↓ 「在リ」

⑫ 「植立スル」(21行目) ↓ 「植立スルコト」

※ 「罪ヲ天ニ得テ」(3行目) に修正はないが、「罪ヲ天ニ得ルノ天及天心ノ天ハ上ノ又ヨリ見ルトキハ罪ヲ君父ニ得ルトナリ君父ノ心ニ合フトナルノ嫌アラン」と注記がある。

・ 中村は、君父より天が上に位置していると言いたい。ここにも西洋の思想が見られる。

さらに、濁点のあった本文から、朱で濁点をすべて消した。改まった文書には濁点を付けないようにしていたのであろうか、明治二三年九月の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書にも、同年一〇月に完成した教育勅語にも濁点はない。濁点を消すことよって、より改まった文章にしたと見られる。

中村(の意見に基づいて、実際には文部省関係者か)による二回目修正後の中村草案四は次の通りである。傍線の……は朱で修正を加えられた部分を示す。

【二回目修正後の中村草案四】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ^①万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス^④其^④余慶ヲ受クヘキナリ

敬^⑤天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨^⑥スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ

10

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清淨純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ^③國ノ為メ^③禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇國ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳並ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ^⑧

獨立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ國タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ^⑩即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

20

國ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ國ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ獨立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ

中村草案五

中村草案四の浄書と見られている草案は二編ある^{*46}。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号6を「中村草案五―一」、同文書の資料番号7を「中村草案五―二」とする。この二編は、文部省の一〇行罫紙七頁に墨で同じ文章を書かれており、上奏のためのものであると見られている^{*47}。

草案五―一は、右上欄外の「乙案」という朱書きが墨で消され、その右側に墨で「第二」と書かれている。この「乙案」

「第二」の文字は、井上草案五―一の「甲案」、中村草案七の「第一案」、井上草案五―二の「第三」に対応すると見られている。^{*48} 稲田は「第一案」「第二」「第三」について、「芳川が恐らく単に整理のためにかように名づけたものらしく、それ以上の意味はなかったのではないか」と推測している。^{*49}

草案五―二は、右上欄外に朱で「此案廃棄単ニ御参考ニ供ス」と書かれている。

海後は「乙案」を、「用紙や浄書されてある形式からみて『甲案』と記した井上草案の一つ（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）と共に、天皇の内覧に供したものと推測している。^{*50} そして、稲田も草案五の「浄書された勅語案の体裁や書き入れなど」から、「甲案」は上奏用、「乙案」は参考用のものであった、と次のように見ている。

浄書された勅語案の体裁や書き入れなどについて検討すると、芳川文部大臣は一旦は井上・元田の前掲の案（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）を甲案とし、中村の前掲の案（本論文での「中村草案五―一」のこと―引用者注）を乙案として、両者を天皇に上奏しようとしたらしい。しかし、芳川は山県総理大臣と恐らく協議の上、結局甲案だけを天皇に上奏することにした。そこで、乙案は当然廃棄されたが「単ニ御参考ニ供ス」とあるから、なお参考までに天皇の内覧に供したのであった。^{*51}

すなわち、海後も稲田も、「甲案」と「乙案」は同時に天皇に示されたと捉えている。

しかし、天皇の内覧・上奏のための用紙や浄書形式というものは、同じ省から出されるものであれば、だいたいどれもいつも同じなのではないだろうか。つまり、この二案は別々に上奏され、その後「甲案」「乙案」の文字が書かれたとも考えられる。採用された草案に「甲」、廃棄された草案に「乙」と付けられているのは、偶然であろうか。

草案五の二編は同文であるが、上奏された正本と見られている草案五―一の方が^{*52}、草案五―二より重要であると思われる。そのため、ここでは中村草案四から草案五―一への修正として整理しておきたい。上奏草案におけるこの一か所の修正

は、中村か芳川の意見に基づいていると思われる。

①「並ヒ」(16行目) ↓ 「并ヒ」

中村か芳川(の意見に基づいて、実際には文部省関係者か)による修正後の中村草案五―一は次の通りである。傍線の―は書き改められた部分を示す。

【中村草案五―一】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ

5
父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ

10
敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ
深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ
吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ
国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室

ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ
 独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深く畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ

中村草案六

中村草案五―二に「此案廃棄」と書かれていたが、それにもかかわらず、草案五の次に書かれたと見られている文書が二編（所蔵を確認できたものは一編）ある^{*53}。本論文では、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「一」（右上欄外に黒の細ペンで「一」と書かれている）を「中村草案六―一」^{*54}、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』の図版二三（原史料の現在の所蔵場所は不明）を「中村草案六―二」とする^{*55}。

右の「徳教資料」には、「教育勅語関係文部省所蔵文書 且ツテ文部省ニ蔵サル現在ハ写シノミ残 コノ写ハ吉田熊次筆写ニヨル」と書かれている^{*56}。海後は草案六について、「この原本は現存していないで、原本の写本（吉田熊次による写本のこと―引用者注）を更に写しとった資料（本論文での「中村草案六―一」のこと―引用者注）が存在しているに過ぎない」と述べている^{*57}（ということとは、草案六―二は、海後が草案六―一を写したものであろうか）。つまり、草案六は二編とも原

本ではなく、それらの筆跡は異なっている。

草案六一は一、二行罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正を加えられ、右欄外に朱で「(德育の主旨)」中村正直案」と書かれている。草案六一も同様であるが、白黒図版のため、色は不明である。

海後は、草案六の原本では、芳川が本文も朱文字も(欄外の文字もか)書いていたと見ている。海後は草案六の原本を、「芳川文相が井上書簡をみて、自から筆をとって」、「自分の見解によって修正を加えたならば、如何なる形になるかを、自から試みた」とものと推定し、次のように述べている。

この修正草案(本論文での「中村草案六」の原本のこと―引用者注)は芳川文相が(明治二三年六月二〇日付と同月二五日付の山県宛―引用者注)井上書簡をみて、自から筆をとって、文部省完成文(本論文での「中村草案五」と同じ内容の文章のこと―引用者注)に修正削除を加えたものと推定する。井上毅の書簡(右の二通の書簡の写しのこと―引用者注)は今日芳川文書の中に勅語諸草案と共に保存されていることから考えて^{*58}、芳川文相は勿論これを山県総理から受けとり、自分の見解によって修正を加えたならば、如何なる形になるかを、自から試みたとみななければならない。芳川文相としては、これをもって中村草案を勅語の一つの草案として更に成文化する意図をもっていたとも推測されるのである。^{*59}

しかし、本節では、草案六の原本では、中村が右欄外の「(德育の主旨)」中村正直案」の文字も、本文も朱文字も書いていたと考える。『芳川顕正関係文書』の中にある、「勅語衍義序文稿」(資料番号29)には「中村敬宇先生書」と書かれた付箋、「井上・元田教育勅語草案 其ノ一」(資料番号8)には「朱書ハ元田永孚先生之意見」と書かれた付箋、「井上・元田教育勅語草案 其ノ二」(資料番号9)には「此朱書ハ島田重礼氏ナラン」と書かれた付箋が貼られている。つまり、もし芳川が草案六を書いたのであれば、「中村正直案」ではなく、「中村正直先生案」や「中村正直氏案」と書かれているは

ずであるし、『芳川顕正関係文書』の中に草案六の原本や写しが残されていると思われる。また、同じ理由から、他の文部省関係者が草案六を書いたとも思えない。大臣の芳川が中村に対して敬称を付けていたのであれば、他の文部省関係者も彼に敬称を付けていたであろう。それゆえ、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていたと思われる。

また、海後は、中村草案六―二の「(徳育の大意) 中村正直案」という文字について、「原本が存在しないためにこの筆蹟の字体を明らかにすることはできないが、他の中村草案に記されている文字、特に草案八(本論文での「中村草案七」のこと―引用者注)の字体などと関係をつけてみて、これは芳川顕正が覚えのために書き入れたもの」、「芳川が特に徳育の大意であると記して、中村草案の性格を明らかにしたもの」と推定している^{*60}。そして、海後は、芳川も中村も勅語草案ではなく、「徳育の根本となる箴言をつくるという方針で成文していた」と推測し^{*61}、次のように述べている。

この文字によって、中村正直の草案は、徳育の大意としてまとめられたものであって、勅語文体となっていないのは当然であるということが、ここから推察できる。これは芳川文相が親任式の際に受けた天皇の言葉が箴言を編ずるようなということであって、勅語の文を求められたのではないということによると考えられる。この点については初めは勅語文起草ということで着手されたのではなかったということとも照合している。中村正直は徳育の大意を書きあげたのであって、勅語草案ではなかったということはこの草案七(本論文での「中村草案六―二」のこと―引用者注)の書き入れが明らかにしている^{*62}。

しかし、一〇〇―一三行罫紙で五〇七頁の草案を書いている中村が、「箴言」(主に短い教訓のこと)を書いていたとは思えない。また、「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、芳川をはじめ関係者らは、「箴言」と「勅語」を区別していなかった。中村だけが両者を区別していたというのは不自然である。それゆえ、中村は箴言ではなく、勅語草案を書いていた

と考えられる。

なお、草案六―二については、現在の所蔵を確認できなかつたため、これ以上触れないことにする。

中村に修正を指示した人物は芳川であろう。「中村草案五」の考察で述べたように、中村草案五―一が廃棄され、井上草案五―一が採用されたと見られている。「廃棄」とされた草案の修正を続けさせることができる立場にあった文部省関係者は、彼しかいないと思われる。

まず、草案五―一から草案六―一への修正点を見ていく。(書き改め)は(原本では中村が)草案六―一を書く際に改めた部分、(朱)は朱で修正を加えた部分である。ひらがな・カタカナ変換のみの修正を除く。

① 「者」(1行目) ↓ 「モノ」(朱)

・ 漢字をカタカナにして文章を易しくした。

② 「帝室」(1行目) の前で改行した(朱)。

・ 皇室をさらに立てたのであろう。

③ 「常ニ忠順ノ」(1行目) ↓ 「忠愛の」(朱)

・ 「皇室に対して常に心から従う」という意味から、「皇室を心から愛する」という意味に改めた。中村は皇室に対する国民の気持ちをより重視したと見られる。

④ 「愧チサルコト」(2行目) ↓ 「愧サル」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑤ 「不幸ニシテ」(4行目) ↓ 削除(朱)

・ 「不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ」では、忠孝のために害を被ることは不幸なことである、という意味になると考えたため、「不幸ニシテ」を消したのであろう。中村は自分を犠牲にしても忠孝を尽くすことを、より強く国民に説こうとした。

⑥ 「蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト」(4行目) ↓ 「蒙むるときは美名」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑦ 「伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ」(5行目) ↓ 「万方ニ伝ハリ朽チざるべし、」(書き改めと朱)

・ 「忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙」むった際の「美名」、すなわち、忠孝のために犠牲になることの名譽を強調し、文章を簡潔にした。

⑧ 「敬天」(6行目) ↓ 削除(朱)

⑨ 「斯ノ心」(7行目) ↓ 「この敬神の心より」(朱)

・ 指示語を明確にして文章をわかりやすくしたのである。

⑩ 「本源ナリ教育ノ根元ナリ」(7行目) ↓ 「源ナリ、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑪ 「深夜暗室」(8行目) の前で改行しなかった。

⑫ 「影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ」(9行目) ↓ 「影響ヨリ捷ナリ、慎み畏れざるへけんや、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑬ 「通スル」(10行目) の後に、「もの」を加えた(朱)。

⑭ 「吾カ」(10行目の二つ目) ↓ 「吾」(朱)

⑮ 「苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ 善ヲ好ミ悪ヲ悪ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲悪ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服ス

ルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」(10～15行目) ↓ 削除
(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑩ 「今日」(16行目)の前に、「立憲政体の下に立つ」を加えた(朱)。

・ 「立憲政体の下に立つ」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(⑩)で熟考の末に削除されたものである。草案六―一では、次の「今日皇国ノ臣民タルモノ」に朱で傍点が付けられている。中村は、憲法の施行が近い中で、この言葉は「今日」の臣民に、やはり必要であると考えたのであろう。

⑪ 「臣民タルモノハ」(16行目)の後に、「益々」を加えた(朱)。

・ 「忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺」することを強調した。

⑫ 「拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス」(16行目) ↓ 「拳々服膺すへきは勿論なり、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑬ 「完全」(16行目) ↓ 「完善」(朱)

⑭ 「望ンテ畏レ敬セシムルコト」(17行目) ↓ 「望テ畏れしむる」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑮ 「独立」(18行目) ↓ 「自治」(朱)

・ 「自治」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(⑩)で削除され、本文からなくなっていたものである。学者である中村は、藩閥政府に直接関係していなかったため、「自治」と自由民権論をくっつけて考えず、単に「独立」より「自治」の方が国民になじみやすいと考えたのであろう。

⑯ 「期シ」(18行目)の後に、「各自其本分たる職業を勉め」を加えた(朱)。

・ 日本が「富強ノ国」になるためには、国民一人一人が仕事に励むことが必要であると考えたのであろう。

⑳ 「是レ」(18行目) ↓ 「これ」(朱)

・ 漢字をひらがなににして文章を易しくした。

㉑ 「決シテ」(19行目) ↓ 削除(朱)

・ 文章を簡潔にした。

㉒ 「対峙ノ」(20行目) ↓ 「林立し、優勝劣敗の」(朱)

・ 「対峙」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(㉑)で「対立」から改められたものであるが、諸外国をできるだけ刺激しないように、「対峙」よりもっと穏和な表現である「林立」に改められたと思われる。

㉓ 「忠信」(20行目) ↓ 「忠臣」(書き改め)

㉔ 「悪行ノ萌芽ヲ発生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ」(21～23行目) ↓ 「悪行を以て深く戒と為すべし、是皆国をして衰弱ならしむるものなり、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

さらに、句読点のなかった本文に、朱で読点を付けた。

・ 文章を細かく区切って、推敲しやすくしたのであろう。

海後は⑮と㉔の修正、すなわち、「勸善懲悪の理」の削除と、文章の簡明化について、「それらの諸点が井上毅が山県総理宛に書いた六月二十日付の書簡において指摘して、文部省立案を批判した条項によつたと推測されるに十分なものがある」と述べているが^{*63}、他の修正点への井上書簡の影響については触れていない。

そこで、井上書簡の内容と、それを受けてなされたと思われる修正点(↓以下。丸数字は右の草案六―一における修正番号に対応する)を整理すると、次の通りである。